

誰もが安心して自分らしく
健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなでつくろう

第4期横浜市地域福祉保健計画

～よこはま笑顔プラン～（計画期間：平成31年度～35年度）

素案

平成30年4月
横浜市
横浜市社会福祉協議会

目次

第1章 第4期横浜市地域福祉保健計画の策定にあたって 1

1 地域福祉保健計画について	2
(1) 地域福祉保健計画の策定・推進の経過	2
(2) 地域福祉保健とは	2
(3) 地域福祉保健計画策定の趣旨	3
(4) 地域福祉保健計画の推進における「自助」「共助」「公助」の連携	3
2 第3期市計画の概要・振り返り	4
(1) 第3期計画のねらい	4
(2) 取組の方向性	4
(3) 成果	4
(4) 次期計画に引き継がれる課題	4
3 地域福祉保健を取り巻く状況の変化	5
(1) 社会状況の変化と「地域共生社会」づくり	5
(2) 国における法改正・制度の見直しの状況	5
(3) 横浜市の現状と中期的課題	6
4 計画の構成について	8
(1) 市計画・区計画・地区別計画の関係	8
(2) 圏域の考え方	9
5 第4期市計画について	11
(1) 計画の位置づけ	11
(2) 基本理念	18
(3) 計画の基礎となる共通の考え方	18
(4) 第4期計画の特徴	19
(5) 市民の皆様とともに取り組んでいくこと	20

第2章 推進のための取組 23

【推進の柱1】 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり	29
〈柱1-1〉 地域力（地域の強みを生かした課題解決力）の向上に向けた支援の充実	30
〈柱1-2〉 地域福祉保健活動を推進する関係組織・団体への支援	36
〈柱1-3〉 誰もがお互いを受け入れ、共に支えあう意識の啓発と醸成	42
〈柱1-4〉 地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり	48
【推進の柱2】 身近な地域で支援が届く仕組みづくり	57

〈柱2－1〉 見守り・早期発見の仕組みづくり	58
〈柱2－2〉 地域住民と支援機関及び関係機関の連携・協働による 地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実	64
〈柱2－3〉 身近な地域における権利擁護の推進	70
〈柱2－4〉 幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実	76
〈柱2－5〉 支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり	80
【推進の柱3】 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進	83
〈柱3－1〉 幅広い市民参加の促進	84
〈柱3－2〉 多様な主体の連携・協働による地域づくり	90
〈柱3－3〉 幅広い市民参加、多様な主体の連携・協働を促進するための環境づくり	96

第3章 計画の推進にあたって

資料編

※ 第3章、資料編については計画策定時までに記載します。

第1章

第4期横浜市地域福祉 保健計画の策定にあたって

1 地域福祉保健計画について

(1) 地域福祉保健計画の策定・推進の経過

平成12年に「社会福祉法」が改正され、新たに第107条に地域福祉の推進に関する事項を定める計画として市町村地域福祉計画が規定されました。

横浜市では、それ以前に取り組んできた住民、事業者、機関、団体等の協働によるまちづくりをさらに進めるため、平成16年度に第1期横浜市地域福祉計画を策定し、住民の皆様や関係機関・団体等と推進してきました。

＜地域福祉保健計画の推進経過＞

年度	経過	特徴
平成12年度	社会福祉法改正、市町村地域福祉計画を位置付け	—
平成16年度～	第1期横浜市地域福祉計画策定 (期間：平成16年度～20年度)	・社会福祉法改正を踏まえ、市及び全区で地域福祉計画を策定
平成21年度～	第2期横浜市地域福祉保健計画策定 (期間：平成21年度～25年度)	・全区で地区別計画を策定 ・福祉と保健の取組を一体的に推進 ・「地域福祉保健計画」に名称変更
平成26年度～	第3期横浜市地域福祉保健計画策定 (期間：平成26年度～30年度)	・市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体化、連携して推進

(2) 地域福祉保健とは

「地域福祉保健」とは、地域の住民・住民組織と関係団体、社会福祉協議会（以下、「社協」といいます。）、行政等の関係者が協力して、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすことのできる地域社会を実現していくことです。

具体的には、個人や世帯の抱える困りごとなどの生活課題やそれぞれの地域の状況に応じた地域課題を、地域住民や関係者で受けとめ、協力して地域で解決していくことです。生活課題や地域課題の解決へ向けた取組や活動が、住民の生活に密着したより小さな地域から、区域、市域を含めてより広域的に、重層的に広がっていくことを目指していきます。

また、個人や世帯が抱える生活課題や地域課題の背景には、健康問題が含まれていることも多く、これらを一体的に捉え、予防的な視点をもって心身の健康保持及び増進を推進していきます。

(3) 地域福祉保健計画策定の趣旨

地域福祉保健計画策定の趣旨は、地域住民と関係機関・団体等が協力して取り組む地域づくりを計画として明文化することで、合意形成を図りながら推進していくことがあります。

計画の策定を通じて、地域住民と関係機関・団体等が地域ごとの現状と課題を明らかにし、よりよいまちづくりに向けた目標を共有することで、同じ方向を見据えて、それぞれの役割に応じた取組を進めていくことができます。

また、これまでの計画推進の中で大切にしてきたことは、「住民主体」と「協働」です。地域の状況に合わせて、よりよい地域づくりを進めていくには、そのまちに住む一人ひとりが「私たちのまち」に関心を持つこと、そして地域住民や自治会町内会をはじめとする住民組織と、地域にある様々な機関や団体、施設等が、協力して地域福祉保健の推進に取り組むことが重要です。

(4) 地域福祉保健計画の推進における「自助」「共助」「公助」の連携

地域福祉保健においては、個人でできることは自分たちで取り組む「自助」、一人では解決できないことをお互いに助けあう「共助」、行政でなければ解決できない問題を取り組む「公助」が相互に連携して進められることが重要です。

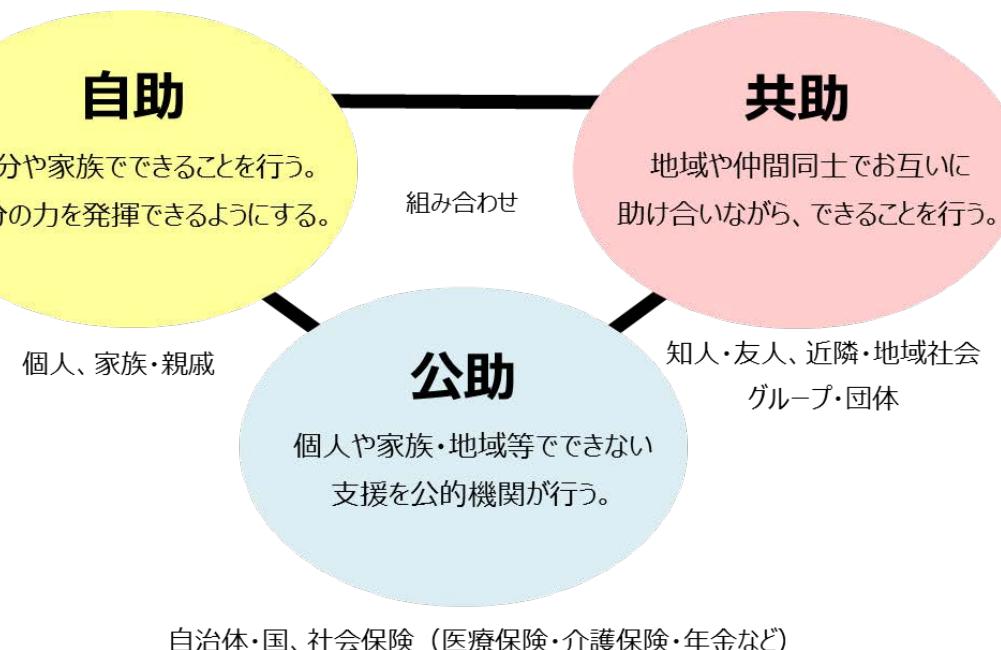
地域福祉保健計画では、生活課題や地域課題の解決に向けて「自助」「共助」「公助」を組み合わせ、関連づけながら総合的に取組を進めていきます。

<自助・共助・公助の定義について>

【自助】自分や家族でできることを行う。自分の力を発揮できるようにする。

【共助】地域や仲間同士でお互いに助けあいながら、できることを行う。

【公助】個人や家族・地域等でできない支援を公的機関が行う。



2 第3期市計画の概要・振り返り

(1) 第3期市計画のねらい

(2) 取組の方向性

(3) 成果

(4) 次期計画に引き継がれる課題

調整中

3 地域福祉保健を取り巻く状況の変化

(1) 社会状況の変化と「地域共生社会」づくり

少子高齢化や人口減少の進行、世帯の小規模化、住民同士のつながりの希薄化、非正規雇用の拡大等、私たちを取り巻く社会の状況は大きく変化しています。同時に「社会的孤立」や介護と育児の問題を同時に抱える等の「複合的な課題」、既存の支援制度では対応が難しい「制度の狭間の問題」が増えています。

こうした中で、これまで対象ごとに整備が進められてきた公的支援が、今後、様々な課題に包括的に対応していくことが求められています。また、改めて地域を基盤にした支えあいが注目され、福祉保健分野を問わず、様々な主体が協力して課題を解決する力を高めていくことが必要とされています。

国では、このような状況を踏まえ「地域共生社会※の実現」を目標に掲げ、社会福祉制度の改革へ向けた様々な検討が進められています。

※地域共生社会とは…制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と地域社会にある様々な社会資源が世代や分野を超つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

(2) 国における法改正・制度の見直しの状況

地域共生社会を踏まえ、国では法改正・制度の見直しが行われています。

ア 市町村地域福祉計画

平成29年6月に改正された社会福祉法では、「市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり」や「福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の努力義務化」などが規定されています。

社会福祉法の改正を受け、国から示された市町村地域福祉計画の策定ガイドラインでは、主に、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制」「就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方」「市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方」「地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理」等が挙げられています。

また、包括的な支援体制の整備に関する事項についても計画策定に盛り込むものとしており、各市町村はこれらを踏まえた計画策定が求められています。

イ 社会福祉法人の地域貢献

平成28年3月の社会福祉法の改正により、社会福祉法人においては、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が明記されました。これにより、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、様々な地域生活課題や福祉ニーズに対応していくことが期待されています。

ウ 生活困窮者自立支援制度

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、経済的に困窮し、社会保険制度と生活保護制度の間の段階で、これまで支援の狭間にあった方々の早期の自立を支援する第二のセーフティーネットとして制度化されました。

貧困の背景にある社会的な孤立に対しては、暮らしの舞台である地域の中で解決を図ることが重要となります。生活困窮の端緒に気づき、支援につなげる体制、地域の多様な主体の連携による見守りや社会参加の場づくりなどに取り組むことが重要とされています。

エ 成年後見制度利用促進基本計画

平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月に国の成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。計画の中では、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」に取り組むこととされています。また、市町村は、国の計画を勘案して、市町村計画を策定することとなっています。

(3) 横浜市の現状と中期的課題

横浜市では、今後、人口が減少に転じることが予想される一方で、65歳以上の人口は今後10年で急増することが見込まれます。さらに、支援を要する子どもや若者が増加傾向にあり、生活保護受給者の増加、ひきこもりや生活困窮などの問題も増加しています。

地域との関係性について、「困ったら相談したり助け合ったりする」割合は減少傾向にあり、お互いに干渉しあわない関係性が増えています。その一方で、退職後に地域活動やボランティア活動に参加したいと考えている人も一定数存在します。

こうした現状の中で、横浜市における中期的課題には、次のようなものが挙げられます。

人口減少	横浜市の総人口は2019年の373万人をピークに減少に転じ、いわゆる人口減少社会が到来します。さらに、生産年齢人口はすでに減少が始まっています、将来にわたり減少し続けていくことが予想されています。
少子高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年には65歳以上の高齢者人口が97万人に達し、2030年には100万人を突破、2035年には110万人になると予測されています。一方、子どもの数は2025年までに約7万人の減少が見込まれています。 ・高齢者人口の増加に伴い、2015年に比べ、2025年には要介護認定者数が1.5倍、認知症高齢者数が1.4倍に増加することが見込まれており、それ以降も支援を要する高齢者は増加するものと考えられます。 ・横浜市の合計特殊出生率は、ここ数年微増傾向にありますが、全国より低い値であり出生数も減少傾向です。依然として少子化の現状は変わっていません。
社会情勢・世帯構成の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を要する高齢者の増加や保険制度改革等により、施設入所や入院による対応は、より重度の高齢者のみとなり、支援を要する人の生活は地域へ移行していきます。 ・一方で、それを支えることが期待される地域社会では、人口減少・少子高齢社会の進展に加え、単身世帯の増加、家族形態の変容、価値観の多様化、自治会町内会加入率の減少等により、担い手が不足し、地域で支援を要する人の生活を支えていく力は脆弱になることが見込まれます。
複合的な課題の増加	近隣との関係性の希薄化が課題となっており、社会的孤立や、それを背景とする潜在化・深刻化した問題を抱えた世帯も地域に存在し、今後増えていくことが考えられます。こうした地域にある問題は高齢者に限らず、中高年のひきこもりと高齢の親という8050問題や育児と介護の同時進行を意味するダブルケア、生活困窮、子どもの貧困、いわゆるごみ屋敷の増加など、多世代に渡る複合的な課題が増えてきています。

このような状況を踏まえ、第4期市計画は、分野を横断的につなぐ特徴をとらえ、各取組を推進しています。

加えて、様々な課題をできるだけ地域で受けとめ、解決を図ることができるよう、①より住民の生活に近い地域で活動を高めて基盤を強化すること、②必要な人に支援が届く仕組みづくりをさらに広げること、③地域の人々が協働で地域課題の解決を通じた地域づくりを進めていくことを重点として具体的な取組を進めています。

4 計画の構成について

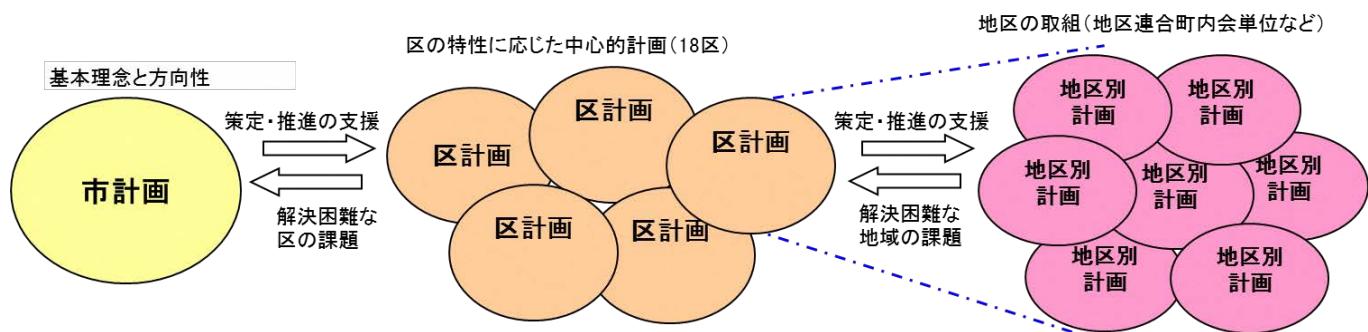
(1) 市計画・区計画・地区別計画の関係

横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18区の区計画、地区別計画で構成しています。

政令指定都市である横浜市の場合、各種福祉保健サービス提供や区民ニーズと地域特性に基づく取組の中心は区であるため、各区計画を策定し、区の特性に応じた取組を進めています。さらに、地域課題や生活課題にきめ細かく対応するためには、お互いに顔の見える小さな圏域を単位とすることが必要なため、第2期から全区で地区別計画を策定・推進しています。

	市 計 画	区計画	
		区（全体）計画	地区別計画
位置付け	基本理念と市としての方向性を提示し、区計画推進を支援する計画	区の特性に応じた、区民に身近な中心的計画	地区の課題に対応するため、地区が主体となり、区・区社協・地域ケアプラザとが協働で策定する計画
盛り込む内容	<ul style="list-style-type: none"> ・分野別計画を横断的につなぎ、地域福祉保健に関する施策を調整するための連携した取組 ・区計画を進めるために必要な市や市社協による支援策、区域で解決できない課題に対する市域での取組 ・市民の活動の基盤整備に関する取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉保健に関する区の方針 ・地区別計画の活動を支える取組 ・区域全体の福祉保健の共通課題、住民主体の活動では解決できない課題、区域で取り組むべき課題に対する区・区社協・地域ケアプラザの取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の活動により解決を図る課題に対する取組 ・地域の課題の解決に向けた、地域の人材と資源を生かした身近な支えあいや健康づくりの取組 ・支援が必要な人の日常生活に連動した支援策・取組

<市計画・区計画の関係性(イメージ図)>



<市計画・区計画の計画期間>



※1 鶴見/神奈川/西/南/青葉/栄/泉 ※2 中/港南/保土ヶ谷/旭/磯子/金沢/港北/緑/都筑/戸塚/瀬谷

(2) 圏域の考え方

ア 地域福祉保健計画における圏域の考え方

横浜市は人口 370 万の大都市であり、市の中でも、地域により生活上の課題等が異なっているため、一律での計画づくりだけでは、課題解決を進める上で十分とはいえない状況にあります。住民が地域生活課題を解決するためには、一定の範囲で地域の特性や状況に応じた検討や取組を行う必要があります。地域福祉保健の圏域を横浜市の現状から考えると、次の 6 層に分けられます。

<地域福祉保健計画における 6 層の圏域>

圏域		圏域の考え方
1層	近隣 自治会町内会の班（組）程度	隣近所の付き合いや、地域住民相互の協力により、支援の必要な人を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う基礎的な範囲。
2層	自治会町内会 人口平均 1,300 人程度	地域住民の暮らしの課題を解決していくために日常的な活動を行う範囲。団地やマンションなどもこの範囲。
3層	地区連合町内会 人口平均 15,000 人程度 253 地区	自治会町内会、各団体・組織がまとまり、地区連合町内会や地区社協を組織し、活動を行っている圏域。
4層	日常生活圏域(中学校区程度) 人口平均 25,000 人程度 地域ケアプラザ(146 圏域)	地域ケアプラザ（地域包括支援センター）など身近な地域課題を解決するための福祉保健サービスや公共施設が整備されている圏域。
5層	区域 (18 区) 人口 10~35 万人程度	効果的なサービス提供を実現するために区社協をはじめとした様々な公的機関を整備し、区役所を中心に 1~4 層で把握した各地区に共通する地域課題を共有し、各地域を支援する地域福祉保健施策を進める圏域。
6層	市域 人口 370 万人	市全域を対象とした、総合的な地域福祉保健の取組を推進する圏域。

イ 地区別計画における圏域の考え方

地区別計画の圏域については、これまでの各区での計画策定・推進状況を踏まえ、地区連合町内会の圏域を基本とします。また、地区連合町内会に加入しない自治会町内会や、地域ケアプラザが設置されていない地区などもあるため、計画策定・推進の圏域は、集合住宅の団地、マンション管理組合、単位自治会町内会など、地域の状況に応じて住民との話し合いの中で柔軟に設定することも可能です。

＜地区連合町内会のエリアを地区別計画の基本の圏域とする理由＞

その地域を知る人が集まり、話し合い、活動できる範囲として、単位自治会町内会が考えられますが、小規模の自治会町内会だけでは解決できない課題も考えられます。

横浜市では、他都市と比較して地区連合町内会が組織的な活動を展開していること、概ね地区連合町内会の圏域で地区社協が結成されていること、自治会町内会同士が支えあう関係を期待できることなどから、地区連合町内会の圏域を基本の圏域としています。

ウ 取組の特性に応じた圏域の考え方

日常生活の支えあいは、範囲が小さいほど、お互いの顔や名前もわかりやすく、日常生活の延長上でできることは継続しやすいため、近隣や自治会町内会のエリア程度が望ましい単位と考えられます。子育てサロン、高齢者のサロン、配食サービスなどの活動は、自治会町内会などの圏域で活発に行われている場合が多く見られます。

しかし、複雑な課題や近隣等の小さな範囲では解決することが難しい課題もあります。また、近隣には自分のことを知られたくない、個人的な問題には関わってほしくないといった理由から、あえて広域で活動している団体を選ぶ人もいます。さらに、交通網の発達やインターネットの普及等で従来の圏域を越えた活動が広がり、同好の仲間がサークルをつくるなど、共通のテーマに基づく広域の活動団体（ボランティアグループや当事者活動団体等）も生まれています。

こうした生活の圏域を越えた区域や市域で活動する人、広域の活動団体が多数存在するのも、都市部の特徴のひとつであり、取組の特性に応じ、広域の活動団体と連携を図ることも有効です。

5 第4期市計画について

(1) 計画の位置付け

ア 市の基本構想・中期計画との関係

(ア) 横浜市基本構想（2025年頃を展望した都市の姿）との関係

横浜市では、市民生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、市民が希望をもって生活できるよう、今後の概ね20年を展望した市政の根本となる指針として、平成18年度に「横浜市基本構想」（長期ビジョン）を策定しました。

横浜市基本構想では、「これから20年で横浜が目指す都市の姿＝市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を都市像として掲げました。市民と行政が互いに特性を生かし、地域課題や社会的な課題に協働して取り組み、多様なニーズへきめ細かく対応することで、市民生活の質の向上を目指すとしています。

地域福祉保健計画は、横浜市基本構想を上位計画とし、基本構想で掲げる都市像を支える5つの柱の一つである「いつまでも安心して暮らせる安全安心都市」を実現するための計画という性格をもっています。

(イ) 横浜市中期4か年計画との関係

横浜市では、平成30年度に横浜市中期4か年計画(2018年度～2021年度)を策定し、市民主体の地域運営を進めるための取組の一つとして地域福祉保健計画の推進を位置付けています。

調整中

冊子表紙

イ 福祉保健の分野別計画、関連する分野

横浜市では、各法を根拠とする福祉保健の分野別計画として、次のようなものを策定しています。

- ・よこはま地域包括ケア計画（横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）
(老人福祉法、介護保険法)
- ・横浜市障害者プラン（障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法）
- ・横浜市子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法）
- ・健康横浜21（健康増進法）

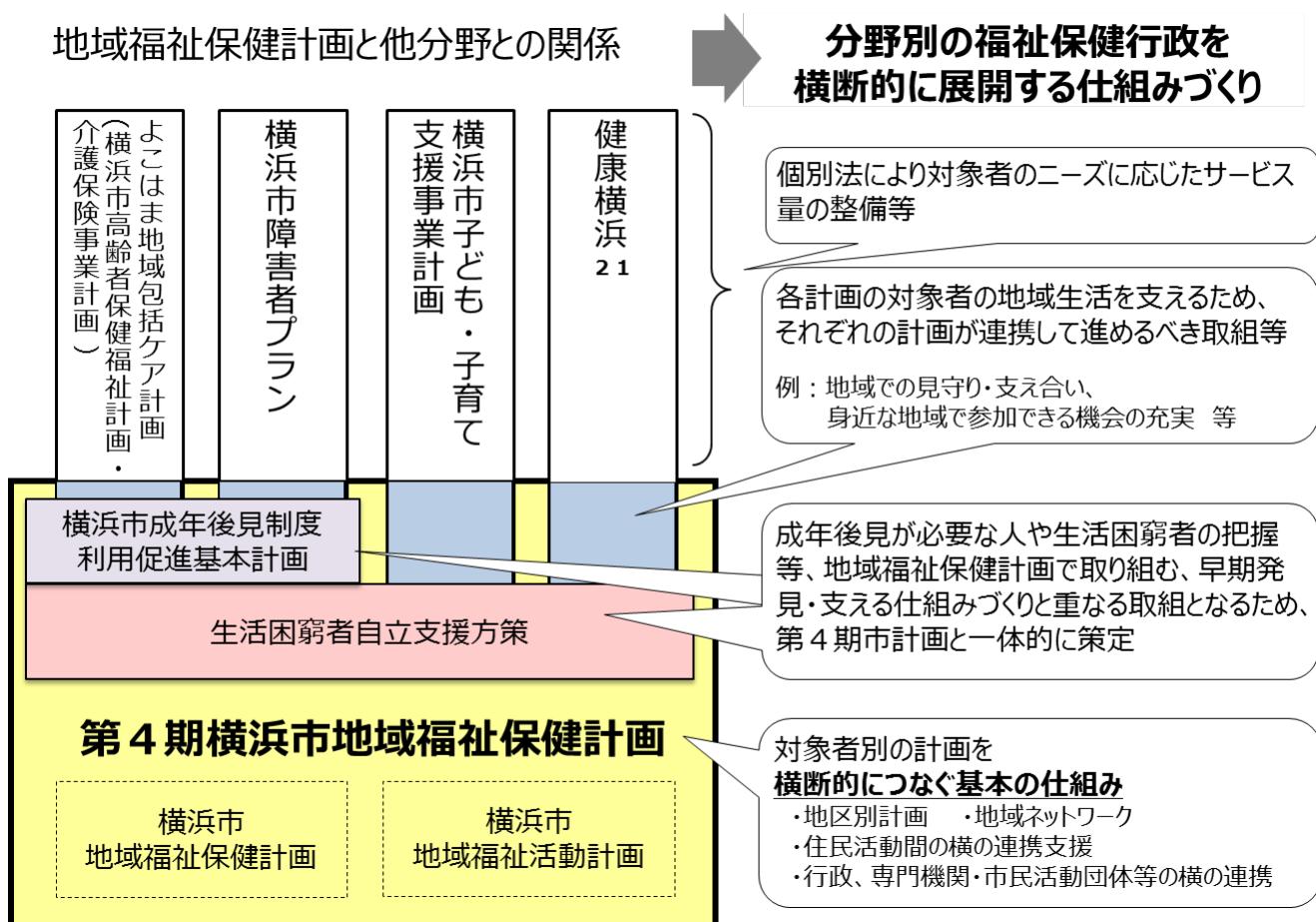
地域福祉保健計画は、地域の視点から高齢者、障害者、子ども・若者等の対象者や、保健、健康に関する分野別計画に共通する理念、方針、地域の取組の推進方向などを明示し、各対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者、公的機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。

分野別計画で提示されている対象者の地域生活を支えるための事業や支援については、地域福祉保健計画でも住民と協働で取り組んでいきます。各分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と相互に取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。

また、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域において、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、全体の総合性、連続性といった視点でとらえ、関連付けて行うことが必要です。様々な地域生活課題に地域が主体となって取り組んでいくよう関連する行政分野との連携を重視し、取組を進めていきます。

なお、第4期地域福祉保健計画では、新たに、分野を問わない取組である「横浜市成年後見制度利用促進基本計画」及び「生活困窮者自立支援方策」について一体的に策定します。

<他プランとの関係性>



<他プランの計画期間について>

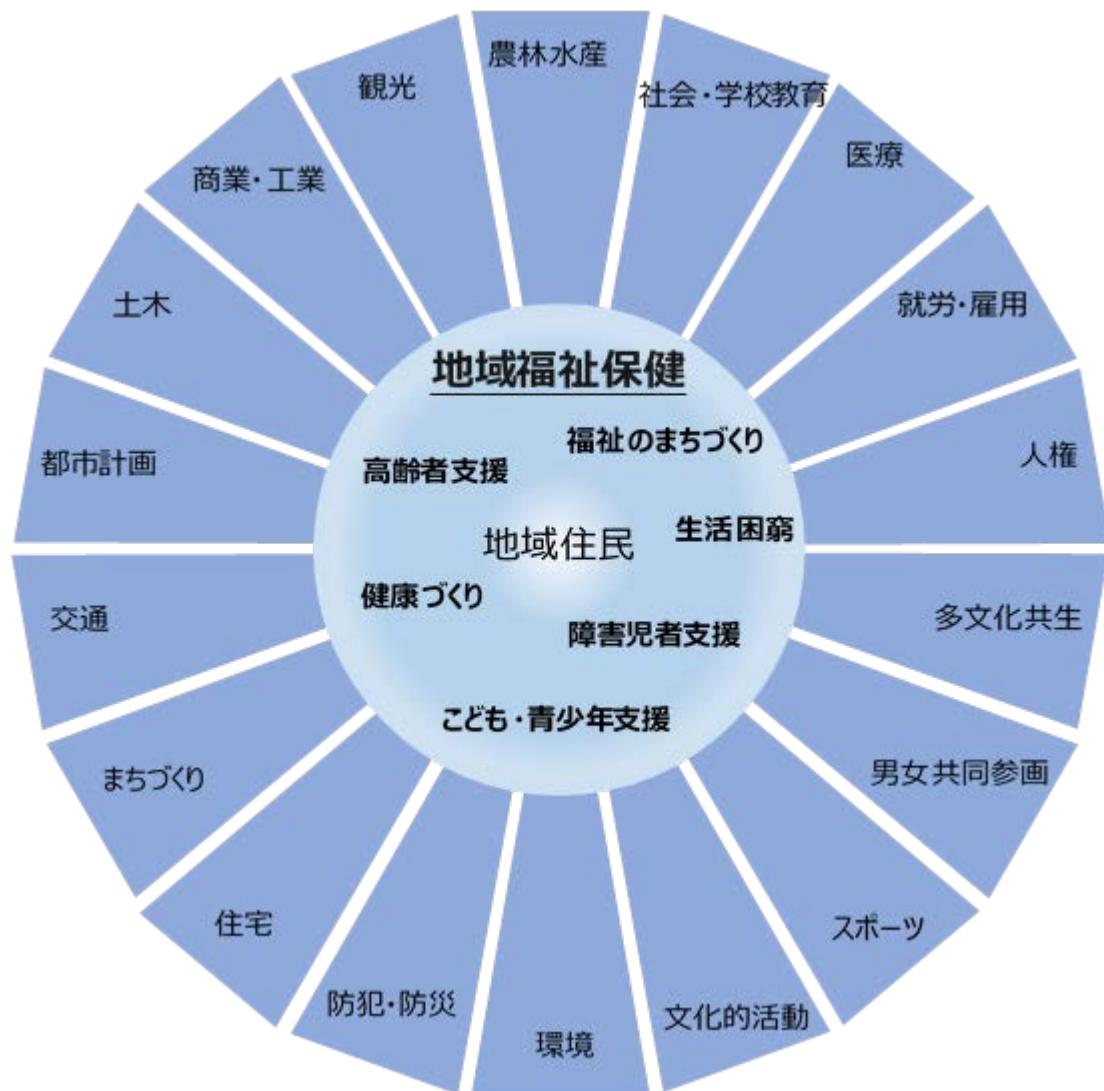
分野	計画名	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	H35 2023	H36 2024	H37 2025
市全体	中期4か年計画	2014-2017								
地域 福祉	地域福祉保健計画				2018-2021				2022-2025	
	成年後見制度 利用促進基本計画									
高齢	横浜市高齢者保健福祉計 画・介護保険事業計画	第6期		第7期		第8期		第9期		
障害	障害者プラン			第3期			第4期			
子ども	横浜市子ども・子育て支援 事業計画			第1期						
保健	健康横浜21				第2期					

※ 地域福祉保健計画と一括して策定

＜横浜市地域福祉保健計画関連分野イメージ図＞

地域でおきる様々な困りごと（地域課題）は、視点によっては都市計画や交通問題などすべての分野が地域福祉保健（計画）の対象となります。

これから地域福祉保健計画を考える上で、従来、地域福祉保健計画が担ってきた住民と協働して課題を解決するという方法を地域包括ケアや地域のまちづくりでも推進していくためには、様々な施策を駆使し連携して地域生活課題を解決する姿勢が重要です。



<福祉保健の分野別計画（抜粋）>

**よこはま地域包括ケア計画～第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～
(平成30年度～32年度)****▶ 基本目標**

ポジティブ・エイジング

～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしいられる

「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～

▶ 基本的な方向**I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して**

- 誰もが、いくつになっても、その人に合う役割を持ち、地域の担い手となることができるよう、「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」を一体的に推進し、健康寿命の延伸につなげます。
- 地域共生社会の実現に向け、多様な主体が連携した包括的な支援体制により、活動や支援が充実した地域づくりを進めます。

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

- 医療・介護が必要になっても地域で安心して生活できるよう、在宅生活を支える介護、医療、保健・福祉の充実を図ります。
- 医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進め、利用者の状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

III 認知症にやさしい地域を目指して

- 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた良い環境の中で暮らし続けられる地域づくりを目指します。
- 認知症の人や家族のニーズを踏まえ、本人の状態に応じて適切な支援が受けられるよう、医療・介護サービスの適切な提供、連携を推進するとともに、地域の見守りやインフォーマルサービス等も含めた切れ目のない支援体制の構築を進めます。

IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

- 要介護高齢者、認知症高齢者、一人暮らし高齢者等の大幅な増加が見込まれる中で、多様なニーズに対応し、個々の状況に応じた選択を可能とするため、必要な施設や住まいを整備します。
- 施設・住まいに関する相談体制の充実を図り、個々の状況に応じたサービスが選択できるよう支援します。

V 安心の介護を提供するために

- 増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本柱として総合的に取り組みます。

VI 地域包括ケア実現のために

- 市民に分かりやすい情報の発信や介護サービスの適正な提供・質の向上など、横浜型地域包括ケアシステムを支える基盤整備を進めます。

▶ 保険料の推計

介護サービス量等の見込み・保険料の設定等

冊子表紙

<地域包括ケアシステムと横浜市地域福祉保健計画との関係について>

地域包括ケアシステム構築のため、特に住民主体で行う高齢者を対象とした取組は、**地域福祉保健計画に位置付けられた様々な取組と連動させながら、中長期的な視点で進めていきます。**

地域包括ケアシステムの介護・医療・介護予防・生活支援・住まいの5分野のうち、特に介護予防・生活支援分野は、地域福祉保健計画の中でも、自治会町内会等住民と協働で取り組んでいるものが多くあります。

一方、介護・医療分野では専門職間の連携や多様な主体によるサービス・支援の提供体制の構築が、施設・住まい分野では、行政や民間事業者、NPO法人等と連携した取組が必要になります。

これまで、地域福祉保健計画の推進により築いてきた、様々な福祉保健活動は横浜の財産です。

こうした礎をもとに、地域包括ケアシステムに向けた取組を進めることで、地域活動が活性化し、双方の充実が図られることを目指します。



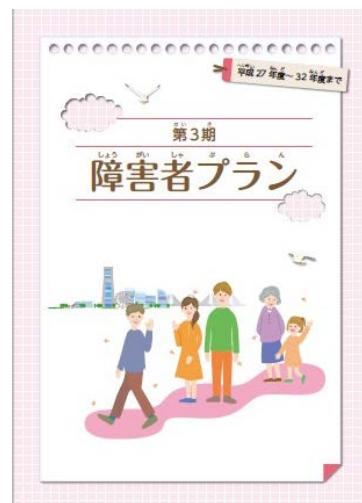
横浜市障害者プラン（第3期）（平成27年度～32年度）

▶ 基本目標

「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」

▶ テーマ別取組内容

- テーマ1 出会う・つながる・助けあう
普及・啓発、相談支援、情報の保障、災害対策
- テーマ2 住む、そして暮らす
住まい、暮らし
- テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす
健康・医療、バリアフリー、権利擁護
- テーマ4 いきる力を学び・育む
療育、教育、人材の確保・育成
- テーマ5 働く、活動する、余暇を楽しむ
就労、福祉的就労、日中活動、移動支援、文化・スポーツ・レクリエーション



横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン～ (平成27年度～31年度)

▶ 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

▶ 子ども・青少年への支援：子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

- ・乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援
- ・学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進
- ・障害児への支援
- ・若者の自立支援の充実

▶ 子育て家庭への支援：出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる

- ・生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
- ・地域における子育て支援の充実
- ・ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止



▶ 社会全体での支援：

- ・自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる
- ・児童虐待防止対策と社会的用語体制の充実
- ・ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進

第2期健康横浜21（平成25年度～34年度）

▶ 基本理念

すべての市民を対象に、乳幼児期から高齢期まで継続して、生活習慣の改善や、生活習慣病の重症化予防を行うことで、いくつになってもできるだけ自立した生活を送ることのできる市民を増やします。

▶ 基本目標

10年間にわたり健康寿命を延ばします。

▶ 取組テーマ

1. 生活習慣の改善
2. 生活習慣病の重症化予防

▶ 第2期計画の特色

- その1 ライフステージに合わせた取組を行います
- その2 「きっかけづくり」と「継続支援」を目指した取組を進めます
- その3 区の特性をふまえ、さまざまな関係機関・団体と連携した取組を進めます



▶ 平成29年度の中間評価結果を踏まえ、特に強化していく取組

- ・生活習慣病対策の強化
- ・生涯を通じて自立した生活を送るための体づくり
- ・受動喫煙防止対策の強化
- ・こころの健康づくりの推進

(2) 基本理念

第3期市計画を引き継ぎ、計画推進を通じて目指す目標像を基本理念として、次のように設定します。

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう

(3) 計画の基礎となる共通の考え方

計画推進の基礎となる共通の考え方は、社会の情勢等を踏まえ大きく3つに整理しました。

ア 誰もがお互いに認めあい、安心して暮らせる社会を目指します。

地域には様々な立場や背景のある人が存在しています。真に支えあえる地域を実現するためには、誰もが同じ地域の仲間として受け入れられることが基本です。また、市民一人ひとりが、多様性の理解を広げ、立場や背景を超えてつながり、お互いを認めあうことが大切です。

誰もが地域のつながりの中で自分らしくいられる地域社会を目指します。

イ 誰もが地域と関わりながら、お互いに支えあい、健やかに暮らせる社会を目指します。

地域や人とのつながりから広がった住民同士の見守りや支えあいの取組は、身近な生活上の課題へのいち早い解決に向けた基礎となります。

また、誰もが健やかに暮らせるまちの実現へ向けた取組は、一人ひとりが健康に過ごしていくための基本的な考え方として重要です。一人ひとりの心身の健康は、自らが健康づくりに取り組むことに加え、社会や人とのつながりを通して、自分の居場所や役割を発見し、生きがいや心の豊かさの醸成によってもたらされるものです。

地域のすべての住民、活動する団体が、お互いに支えあう地域社会とともに、誰もが健やかに暮らせる社会を目指します。

ウ 地域における様々な主体が連携しながら、市民一人ひとりが自らの力を生かせるような社会を目指します。

困りごと（生活課題）を抱えている人に対して、住民それぞれが他人事ではなく、困ったときはお互いさまの気持ちで、自分にできることを行うことが重要です。

また、地域住民や関係団体だけでなく、施設や企業、商店、NPO、学校などが、地域と連携・協働することで、より幅広く課題に対応することができます。生活課題、地域課題を自分ごととして捉え、様々な主体が連携し、それぞれの力を生かし解決していく社会を目指します。

(4) 第4期計画の特徴

- より身近な地域での基盤づくり、体制づくりの推進
- 人材の確保・育成
- 包括的な支援体制における早期発見・支える仕組みづくり
- 多様な主体の連携・協働による地域づくりの推進
- 成年後見制度利用促進基本計画及び生活困窮者自立支援方策の一体的策定

ア より身近な地域での基盤づくり、体制づくりの推進

区役所、区社協、地域ケアプラザの連携による地域への支援については、地区連合町内会圏域で策定された地区別計画の推進を中心に行われています。一方で、地区連合町内会の中でも、地域状況に差があるため、住民が取り組む地域の課題は自治会町内会単位で捉えられ、地域の活動も自治会町内会を単位として実施されているものもあります。

既に区社協や地域ケアプラザによる地域活動の支援も自治会町内会圏域が中心になりつつあることも踏まえ、より住民に身近な地域で活動を支援できるよう必要な取組を進めています。

イ 人材の確保・育成

自治会町内会や地域活動における担い手不足などの地域でも課題となっており、地域で活躍できる担い手の育成について、継続して取り組んでいく必要があります。人材育成については、今まで市計画に位置付けてきたところですが、第4期市計画では、人材づくりを地域福祉保健の推進における最重要項目の一つとして、計画に位置付けます。支援機関の職員や地域活動者・団体だけでなく、より幅広く市民一人ひとりに焦点を当て、地域の人材づくりを進めます。

ウ 包括的な支援体制における早期発見・支える仕組みづくり

日々の生活の中で、自分や家族の力で自分たちの身を助けることができるよう自助の力を高めることは大切ですが、特に社会的に孤立している人や支援を必要とする人にとっては、自助力を上げたり発揮することが難しい場合が多いのが現状です。そのような場合、地域の人とお互いに支えあいながら自立していくことが重要です。

この計画では、「支え手」と「受け手」が固定されない、誰にも役割がある場や機会の創出、連携・協働を通じた地域づくりへの主体的な関わりなど、地域共生社会の実現に向けた考え方を、重点項目の方向性や具体的な取組に反映します。

また、社会的孤立や生活困窮等、従来の取組では気づくことが困難な「支援を必要とする人」に気づき、支える仕組みを検討します。

エ 多様な主体の連携・協働による地域づくりの推進

地域福祉保健活動の裾野を広げるため、多様な価値観に合わせた選択肢の提案などを通じて幅広い市民・主体の参加を一層進めます。複雑・多様化する地域の課題に対応するため、第3期まで推進してきた「幅広い参加」「関係づくり」をさらに進め、地域住民・組織、施設、企業、学校等、多様な地域に関わる人々が連携・協働して必要な活動に取り組めるよう支援します。

また、社会福祉法人については、社会福祉法の改正により今後さらに公益的役割が期待されています。社会福祉法人が地域貢献を行うために必要な支援について、方向性を具体的な取組として盛り込みます。

オ 成年後見制度利用促進基本計画及び生活困窮者自立支援方策の一体的策定

成年後見制度利用促進基本計画及び生活困窮者自立支援方策について、横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定を行います。成年後見制度が必要な人や、生活困窮者の把握等が求められており、地域福祉保健計画の中で取り組む、早期発見・支える仕組みづくりと重なる取組となるため、一体的な策定を行い、地域福祉保健計画の取組と連携しながら計画的に推進します。

なお、生活困窮者自立支援方策の方向性（総論）については、平成27年度から支援を積み重ねてきた生活困窮者自立支援制度の理念の一つである「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を第4期横浜市地域福祉保健計画の推進の柱や重点項目の中に盛り込み、地域における生活困窮者の早期発見や社会参加の促進を図ります。

(5) 市民の皆様とともに取り組んでいくこと

ア 地域福祉保健の推進に市民参加が求められる背景

横浜市には、多様な人材と活発な市民の力があります。これまでこの市民力を生かして、市民と市民が、あるいは市民と行政が協力し地域の課題解決に取り組んできました。今後も市民だけでなく地域にある様々な関係機関や担い手が連携し、住民主体の地域運営が行われるよう、協働して取組を進めていきます。

地域の中では、ある場面で支援を受けている人が、別の場面では支援を行うというお互いさまの関係づくりが、相互理解、地域の安心感、信頼感を高めています。それは同時に、それぞれの生きがいや健康維持にもつながっていくものです。

しかしながら、近隣との関係の希薄化が進む中では、支えられる側が支える側になるという双方向の関係性はなかなか深まるものではありません。まずは、自分や自分の家族について関心を向け、問題を解決していくことから始めることが重要となります。そして自分に関心を持つと同時に、近隣の人々や地域についても関心を向け、それぞれができるることを生かして役割を分担・連携し、協働していくことによって、地域福祉保健を推進していくことができます。

例えば、人は誰しも自身の問題や課題を家族などと一緒に乗り越えてきた経験があります。その経験を

もとに「他の人はどのように乗り越えるか」「この問題だったら他の人にアドバイスができる」といった地域を考える契機となることがあります。

また、家族が少なくなり、自分の家で「地域が交流できるサロンを開いてみたい」といった積極的な考えが生まれることがあります。

そうした考え方と地域の課題（地域住民とつながりが薄く、周りと関わりたがらない人が多い等）とが結びつき課題解決につながることが非常に重要なポイントになり、さらに、そういう姿を地域で共有することでそれまで関わってこなかった地域住民を巻き込むきっかけにもなります。これらが重なり合うことで、少しずつ、地域のことを「自分ごと」として認識していく意識の醸成につながります。

イ 市民の皆様に伝えたいこと

地域福祉保健を進めていくには、市民一人ひとりが、自助の力を高めていくことが求められます。「自助」とは自分や家族ができるることを行い、自分の力を発揮し自己決定することで、必ずしも人の助けを借りずに自立することではありません。日頃から隣近所にあいさつをすることや、困ったときには助けを求められる関係を日頃からつくっておくこと、お互いに支えあいながら生活していくことも自助といえます。

また、日常生活を送る上では、自分の行いたいことを自分で決定し実行していくことが重要ですが、その前提として、心身ともに良い健康状態を保つことが重要です。

困りごとを抱えている人に早期に気づくためには、その人自身が自ら声をあげ、課題解決していくことも重要ですが、中には自ら声をあげることが困難な人もいます。近隣住民の様子が「何かおかしい、気になる」と感じた人からその人に声をかけ、話を聞くことなどをきっかけに、深刻化する前の早い段階で課題解決につなげることができます。

地域をよりよいものとするため、地域の課題を「自分のこと」として、課題の解決に関わるとともに、日常的なつながりの構築のため、地域活動やボランティア活動等に対する理解を深め、地域づくりに参画することが期待されます。

「自分のこと」として認識した地域の課題を、地域住民と一緒に解決に取り組むことで今まで関心のなかった人が「自分も手伝えることができた」という気持ちに変わり、少しずつ「何かができるかもしれない」という意識に変わっていきます。こうした積み重ねによる気づきと学びが地域社会との関わりの一歩となり、地域づくりにつながっていきます。

一人ひとりが一緒に地域をつくることで、人と人がつながり、お互いに支えあい、安心して自分らしく健やかに暮らせる社会を目指していきましょう。

ウ 行政・社協・地域ケアプラザの役割

地域福祉保健の推進にあたり、行政・社協・地域ケアプラザは、生活課題や地域課題の解決へ向けたコーディネートの中心を担います。地域課題が多様化・複合化する中で、連携による取組がますます重要なとなってきています。

各組織内部や職種間、事業担当者間の連携を強化し、分野横断的な体制を整えながら、地域の中で本人に寄り添い、解決に導く個別支援と、地域の課題を地域住民等と共有し解決に向けて取り組む地域支援を連動させ、課題解決へ向けたネットワークづくり、仕組みづくり、人材育成等に取り組みます。

エ 行政・社協・地域ケアプラザと市民との関係

市民と支援機関は、協働する中でお互いに刺激を受けてさらに良い成果を生み出していくことが可能となります。

地域づくりは支援機関だけで行うことは難しく、また、公的なサービスでは解決が難しい課題にあっては、市民に協力を求めることがあります。

支援機関は地域課題解決のため、地区連合町内会及び地区社協等との協働により、地域住民による主体的な課題解決の取組が進むよう、連携して支援する体制づくりを進めます。

さらに、支援機関には、支援を必要としている人への支援だけでなく、地域で起きる様々な課題を「自分のこと」として受け止めていく地域住民の意識の醸成や、市民の願いや思いを知り、地域課題に気付き、課題解決につながるような支援も求められています。

第2章

推進のための取組

第4期横浜市地域福祉保健計画の方向性（期間：平成31年度～35年度）

＜基本理念＞

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなでつくろう

推進の柱 1

地域福祉保健活動
推進のための
基盤づくり

推進の柱 2

身近な地域で
支援が届く
仕組みづくり

推進の柱 3

幅広い市民参加の促進、
多様な主体の
連携・協働の推進

計画の基礎となる共通の考え方

- ① 誰もがお互いに認めあい、安心して暮らせる社会を目指します。
- ② 誰もが地域と関わりながら、お互いに支えあい、健やかに暮らせる社会を目指します。
- ③ 地域における様々な主体が連携しながら、市民一人ひとりが自らの力を生かせるような社会を目指します。

3つの推進の柱における主要な取組

推進の柱 1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり

- ◆住民の生活やニーズに近い自治会・町内会レベルの活動の拡充を支援できるよう必要な取組を実施します。
- ◆地区連合町内会、地区社協を支援し、課題に応じた総合的かつ重層的なネットワークの構築を進めます。
- ◆住民が信頼でつながれるように福祉意識の醸成に取り組みます。
- ◆区役所、区社協、地域ケアプラザの組織内及び相互連携を一層強化します。

推進の柱 2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり

- ◆身近な地域ごとに多様な主体と関係機関の連携・協働による課題の把握から解決までの取組が一体的かつ重層的に機能する仕組みづくりを広げていきます。
- ◆市の成年後見制度利用促進基本計画として位置付けるとともに、権利擁護が必要な人への取組を推進します。
- ◆健康づくりをきっかけとした地域づくりを進めます。

推進の柱 3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進

- ◆地域でつながる機会や多様な選択肢の提案などを通じて幅広い市民・主体の参加を一層進めます。
- ◆社会福祉法人をはじめ、施設、企業、NPO、学校等多様な主体の連携・協働による地域づくりを進めます。

体系図

名 称 第4期横浜市地域福祉保健計画

愛 称 よこはま笑顔プラン

基本理念 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう

計画の基礎となる共通の考え方

① 誰もがお互いに認めあい、安心して暮らせる社会を目指します。

地域には様々な立場や背景のある人が存在しています。真に支えあえる地域を実現するためには、誰もが同じ地域の仲間として受け入れられることが基本です。また、市民一人ひとりが、多様性の理解を広げ、立場や背景を超えてつながり、お互いを認めあうことが大切です。

誰もが地域のつながりの中で自分らしくいられる地域社会を目指します。

② 誰もが地域と関わりながら、お互いに支えあい、健やかに暮らせる社会を目指します。

地域や人とのつながりから広がった住民同士の見守りや支えあいの取組は、身近な生活上の課題へのいち早い解決に向けた基礎となります。

また、誰もが健やかに暮らせるまちの実現へ向けた取組は、一人ひとりが健康に過ごしていくための基本的な考え方として重要です。一人ひとりの心身の健康は、自らが健康づくりに取り組むことに加え、社会や人とのつながりを通して、自分の居場所や役割を発見し、生きがいや心の豊かさの醸成によってもたらされるものです。

地域のすべての住民、活動する団体、施設等の暮らしの当事者が、お互いに支えあう地域社会とともに、誰もが健やかに暮らせる社会を目指します。

③ 地域における様々な主体が連携しながら、市民一人ひとりが自らの力を生かせるような社会を目指します。

困りごと（生活課題）を抱えている人に対して、住民それが他人事ではなく、困ったときはお互いさまの気持ちで、自分にできることを行うことが重要です。

また、地域住民や関係団体だけでなく、施設や企業、商店、NPO、学校などが、地域のために連携・協働することで、より幅広く課題に対応することができます。生活課題、地域課題を自分ごととして様々な主体が連携し、それぞれの力を生かしていく社会を目指します。

推進の柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり

<柱1-1> 地域力（地域の強みを生かした課題解決力）の向上に向けた支援の充実

1-1-1	区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくり
1-1-2	地域の特性をふまえた地域支援の促進

<柱1-2> 地域福祉保健活動を推進する関係組織・団体への支援

1-2-1	地区連合町内会、地区社協等のネットワーク・調整機能の拡充
1-2-2	活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実

<柱1-3> 誰もがお互いを受け入れ、共に支えあう意識の啓発と醸成

1-3-1	多様性を理解し、同じ地域の住民として受け止められる風土づくり
1-3-2	住民相互が理解・協力し合う気持ちを育てるためのつながりづくり

<柱1-4> 地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり

1-4-1	地域福祉保健活動を推進するための地域の人材づくり
1-4-2	地域福祉保健活動に求められるコーディネート機能の向上
1-4-3	活動資源を確保するための支援

推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり

<柱2-1> 見守り・早期発見の仕組みづくり

2-1-1	見守りの輪を広げる
2-1-2	気づきをつなぐ、情報共有の仕組みづくりを進める

<柱2-2> 地域住民と支援機関及び関係機関の連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実

2-2-1	地域の中で地域住民と関係機関が連携し、支えあう仕組みづくりを進める
2-2-2	地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくりを進める

<柱2-3> 身近な地域における権利擁護の推進

2-3-1	関係機関等と連携した権利擁護の推進
2-3-2	成年後見人等への支援の促進

<柱2-4> 幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実

2-4-1	地域とのつながりづくりや連携を通した健康づくりの推進
-------	----------------------------

<柱2-5> 支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり

2-5-1	必要な支援が届く仕組みづくりに活用できる施策の推進
-------	---------------------------

推進の柱3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進

<柱3-1> 幅広い市民参加の促進

3-1-1	地域でつながる機会の拡大
3-1-2	社会参加等につながる多様な選択肢の検討・実施

<柱3-2> 多様な主体の連携・協働による地域づくり

3-2-1	社会福祉法人の地域貢献の推進
3-2-2	企業、NPO、学校等との連携強化

<柱3-3> 幅広い市民参加、多様な主体の連携・協働を促進するための環境づくり

3-3-1	新たな活動の立ち上げや継続するための支援策の提供
-------	--------------------------

第2章の見方

例示

推進の柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり

重点項目<柱1-1>

地域力(地域の強みを生かした課題解決力)の向上に向けた支援の充実

現状と課題

地域支援の体制づくり

- ◆第2期市計画以降、地区別計画が全地区で策定・推進され、計画の推進を通じて、～
- ◆地域の特性に合わせた支援
- ◆地区別計画を通じて、地区連合町内会や自治会町内会等、それぞれの圏域に合わせた活動が～

柱1-1-1	柱1-1-2
区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくり	地域の特性を踏まえた地域支援の促進

「重点項目」を進めるための取組

目指す姿

現状、課題を踏まえ、計画年度内の地域のあるべき指標

- ◇支援機関が自治会町内会等、より地域住民の生活に近い 状況に合わせて活動を支援し、地域住民と関係機関等との協働による課題の把握・解決の取組が広がっています。

「活動指標について」

「重点項目」ごとに「目指す姿」に対応する活動指標を設定して経年変化を把握し、計画の評価に生かします。

- 重点項目 <柱1-1>
地域力(地域の強みを生かした課題解決力)の向上に向けた支援の充実

<柱1-1-1>

区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくり

区役所・区社協・地域ケアプラザが地区別支援 チームとしての 地域に対する役割を一層発揮できるよう支援します。～

主な取組

支援体制の充実

- 区役所・区社協・地域ケアプラザが 地区別支援 チームとして 地域の課題を住民目線で捉え、支援者として関わるスキルを身につけるための研修の検討と実施(市)

関係機関の連携強化

- 地域共生社会の実現に向け、地域を「丸ごと」*支える包括的な相談・支援を推進 (市)

取組の見える化

- 「地域ケアプラザ業務連携指針」に基づく地域ケアプラザの職種間連携事例のとりまとめと情報発信(市社協)

*「丸ごと」については第1章〇頁参照

区域の取組を推進、支援、補完するような、市、市社協のそれぞれの役割を記載

第2章

推進の柱1

地域福祉保健活動推進の ための基盤づくり

推進の柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり

<柱1-1> 地域力（地域の強みを生かした課題解決力）の向上に向けた支援の充実

1-1-1	区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくり
1-1-2	地域の特性をふまえた地域支援の促進

<柱1-2> 地域福祉保健活動を推進する関係組織・団体への支援

1-2-1	地区連合町内会、地区社協等のネットワーク・調整機能の拡充
1-2-2	活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実

<柱1-3> 誰もがお互いを受け入れ、共に支えあう意識の啓発と醸成

1-3-1	多様性を理解し、同じ地域の住民として受け止められる風土づくり
1-3-2	住民相互が理解・協力し合う気持ちを育てるためのつながりづくり

<柱1-4> 地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり

1-4-1	地域福祉保健活動を推進するための地域の人材づくり
1-4-2	地域福祉保健活動に求められるコーディネート機能の向上
1-4-3	活動資源を確保するための支援

推進の柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり

◆重点項目<柱1-1>

地域力(地域の強みを生かした課題解決力)の向上に向けた支援の充実

現状と課題

地域支援の体制づくり

- ◆ 第2期市計画以降、地区別計画が全地区で策定・推進され、計画の推進を通じて、区役所・区社協・地域ケアプラザ等の支援機関が地域を支援するとともに、協働による課題把握・解決への取組が進められています。
- ◆ 地域における課題は多岐にわたるため、区役所・区社協・地域ケアプラザとしても組織間だけでなく、組織内の部署間・職種間でも一層連携し、総合的かつ継続的に地域に関わることが重要です。

地域の特性に合わせた支援

- ◆ 地区別計画を通じて、地区連合町内会や自治会町内会等、それぞれの圏域に合わせた活動が行われています。その中で、自治会町内会等、より小さな圏域における、その地域の状況に合わせた取組が有効であることが分かってきています。
- ◆ 地域における取組を実行性の高い効果的なものとするため、支援機関が住民の生活により近い地域で、地域の特性やニーズにあわせて住民の活動が充実するよう支援し、課題解決に向けて地域住民や関係機関等と協働していくことが重要となります。

柱1－1－1	柱1－1－2
区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくり	地域の特性をふまえた地域支援の促進

目指す姿

- ◇ 支援機関が、自治会町内会等、より地域住民の生活に近い地域の状況に合わせて活動を支援し、地域住民と関係機関等との協働による課題の把握・解決の取組が広がっています。
- ◇ 地域の状況や地区別計画の方向性に合わせて、地区連合町内会圏域より地域住民の生活に近い地域の活動が拡大・活発化しています。

コラム 地域ケアプラザ～地域の身近な福祉・保健の拠点～

地域ケアプラザは、高齢者、子ども、障害のある人など、誰もが地域において健康で安心して暮らせるよう、地域の皆様と一緒に、様々な取組を行っている横浜市独自の施設です。概ね中学校区圏域程度に1館設置されています。

地域の皆様の福祉・保健活動やネットワークづくりを支援とともに、住民主体による支えあいのある地域づくりを支援しています。また、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握して支援していくとともに、地域の課題を明らかにして地域住民と一緒に解決に取り組んでいます。

地域ケアプラザ

- ・福祉・保健に関する相談・助言
- ・地域の福祉・保健活動やネットワークづくりの支援
- ・地域の福祉・保健活動の拠点として活動の場の提供
- ・ボランティア活動の担い手の育成・支援

地域包括支援センター

- ・高齢者に関する相談・支援
- ・介護予防・認知症予防教室の開催など
- ・介護予防の取組
- ・成年後見制度の活用や高齢者虐待防止などの権利擁護
- ・地域のケアマネジャー支援や事業者や地域の関係者などの支援のネットワークづくり
- ・介護予防ケアマネジメントの作成

協力医を配置し、地域の方からの相談対応等を実施しています。

地域ケアプラザの主な職種

- 所長
- 生活支援コーディネーター
- 地域活動交流コーディネーター
- 保健師等
- 社会福祉士
- 主任ケアマネジャー

地域包括支援センター
など



このほかに、居宅介護支援事業を実施しています。また、一部を除き、高齢者デイサービス等を実施しています。

◆重点項目<柱1-1>

地域力(地域の強みを生かした課題解決力)の向上に向けた支援の充実

<柱1-1-1>

区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくり

区役所・区社協・地域ケアプラザが地区別支援チームとしての地域に対する役割を一層発揮できるよう支援します。

部署間、職種間、事業担当者間の連携を強化し、チームとして目標を明確にして支援にあたることができるような体制づくりをさらに進めます。

主な取組

支援体制の充実

- 区役所・区社協・地域ケアプラザが、地区別支援チームとして地域の課題を住民目線で捉え、支援者として関わるスキルを身につけるための研修の検討と実施(市)
- 局、部、課の垣根を越えた、関係局における日頃からの情報共有による地域支援の推進（市）

関係機関の連携強化

- 地域共生社会の実現に向け、地域を「丸ごと」*支える包括的な相談・支援の推進（市）
- 生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の実施における、区社協・地域ケアプラザをはじめとする関係機関との連携強化(市)
- 区社協、地域ケアプラザの各事業担当者会議や職員研修の実施による組織間・職種間の連携促進(市社協)

取組の見える化

- 「地域ケアプラザ業務連携指針」に基づく地域ケアプラザの職種間連携事例の集約と情報発信(市社協)
- 区社協と地域ケアプラザの連携による地域支援実践事例の集約と情報発信(市社協)
- 区社協の事業担当者間連携促進のための連携事例の集約と共有(市社協)

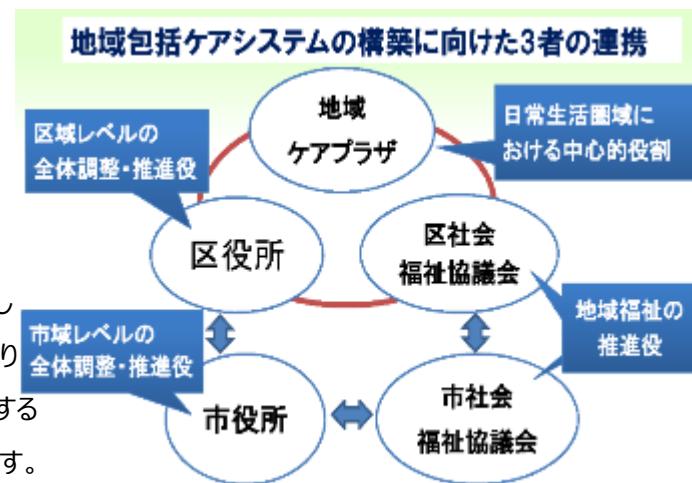
*「丸ごと」については第1章5頁参照

コラム 生活支援体制整備事業による連携体制の構築

これまでの地域ケアプラザ等を通じた地域支援の取組を生かすとともに、地域福祉の推進役である社協と連携して事業を進めていくために、平成28年度から、第1層生活支援コーディネーターを18区の社会福祉協議会に、第2層生活支援コーディネーターを地域ケアプラザ等に配置し、生活支援体制整備事業を開始しました。

「高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために、多様な主体が連携・協力する地域づくり」を進めていくことを目的に、地域と共に、目指すべき姿を描き、地域福祉保健計画等と連動して実施できるよう、チームアプローチを意識して進めています。

区役所、区社協、地域ケアプラザ等の関係者が集まって、地域の情報を共有したり、地域の課題や目標を共有して、一人ひとりに対する支援と、一人ひとりを支える地域に対する支援を一体的に展開できるよう取り組んでいます。



コラム 支援機関の役割・地域福祉保健での連携について

地区別計画における地域の取組を住民が主体となって推進していくように、区、区社協、地域ケアプラザにより構成する地区別支援チームを設置し、支援を行っています。

地区別支援チームは、地区別計画策定・推進組織の会議等に参加し、住民とともに協働で計画の策定・推進を進めることが主な役割です。

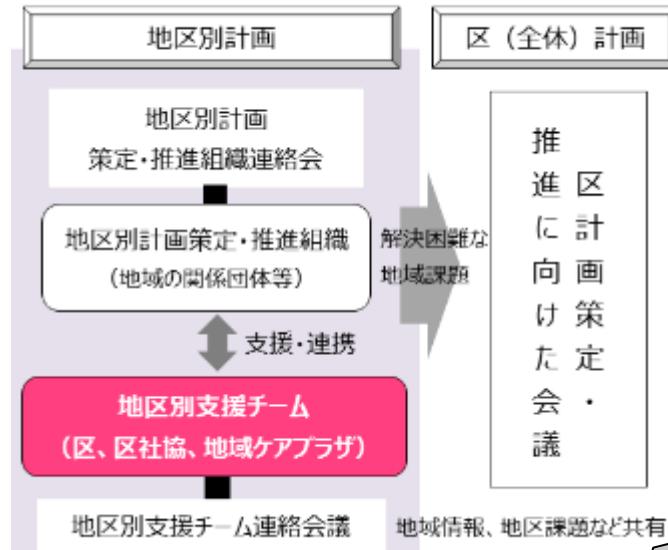
①地区別計画策定・推進組織の支援

②地区の状況・課題の整理及び住民への情報提供、課題や取組の提案

③地区では解決できない課題を区計画につなぐ 等

そのために、チームメンバーで、地区の情報を共有したり、地区の課題や地区への支援目標の検討を行っています。それぞれの日常業務の中で把握した地域の情報、地域課題を共有し、優先的に取り組む課題をチーム内で検討し、必要な取組を地域の状況に合わせて地区別計画策定・推進組織に提案し、活動を支援しています。

地区別支援チームのイメージ（例）



<柱1-1-2>

地域の特性をふまえた地域支援の促進

区役所・区社協・地域ケアプラザが、より住民の生活に近い地域に出向いて特性を把握します。地域住民の活動に寄り添いながら支援し、課題解決に向けて協働できるよう取組を進めます。

主な取組

オープンデータの利活用の推進

- 区域や地域の課題について、市民や民間団体、地区連合町内会等が多角的に検討できるよう、行政が提供するオープンデータ*の利活用を推進し、地域課題の共通認識を図り、協働により解決するための基盤を構築(市)

協働による取組の見える化

- 地域特性に合わせた取組の先行事例を集約し、会議等で支援機関向けに発信(市)

共通課題の提示

- 社会的孤立や生活困窮など、どの地域でも共通に考える必要のある課題やその解決事例・対応事例の提示(市社協)

事業を活用した実践の支援

- 要援護者マップの作成など、身近な地域での実践に生かせる手法の運用支援(市社協)
- 災害時要援護者支援、既存の見守り事業を活用した地域における取組の支援(市社協)

地域の状況に応じた協働による課題解決

- 多様化する地域課題に対し、地区別支援チームと地域住民がアセスメントを踏まえ共に検討する場の充実(市)
- 社会的孤立や生活困窮など、どの地域でも共通に考える必要のある課題に対する支援機関としての解決策の検討と、施策化を通じた解決策の実行(市・市社協)

*オープンデータ： 行政が保有する公的データを、企業やNPO法人、大学などが活用できるよう機械判読可能な形で公開していく取組です。国では平成28年12月に「官民データ活用推進法」が制定され、これに呼応する形で横浜市でも平成29年3月に「横浜市官民データ活用推進基本条例」を制定するなど、全国に先駆けてオープンデータの取組を進めています。

コラム 住民支え合いマップ（神奈川区三ツ沢地区）

「住民支え合いマップ（以下、マップ）」は、50世帯を目安に、その地域に住む人たち数名で住宅地図上に住民の交流状況などを書き込んでいき、そこから見えてくる地域の課題や実態を把握する手法です。50世帯という小さな範囲で丁寧に見ていくこと、「世話焼きさん」と呼ばれる「町内会等の役員ではないけれど地域や住民の様子をよく知っている人」がマップづくりに参加することが特徴です。住民福祉総合研究所所長、木原孝久さんが発案したこの手法にない、神奈川区社協では、継続的に地域向けの研修や実践に取り組んできました。

三ツ沢地区では平成25~26年度にかけて自治会役員、民生委員・児童委員などを中心に研修を受講。これをきっかけに地区全体で取組は広がり、「これまでご近所同士で井戸端会議をしていた方たちの顔が見えなくなった。外に出る機会が減っているのでは」「庭の手入れもままならない一人暮らしの方がいる」など、マップを通して見えてきた実態から、身近な地域で集える「サロン」や住民同士がちょっとした困りごとを助けあう「お助け隊」など、さまざまな活動が立ち上がっています。

市社協ではこの手法を18区全体に広げるための支援を進め、他区においてもさまざまに広がりをみせています。



コラム 官民によるオープンデータ活用の推進

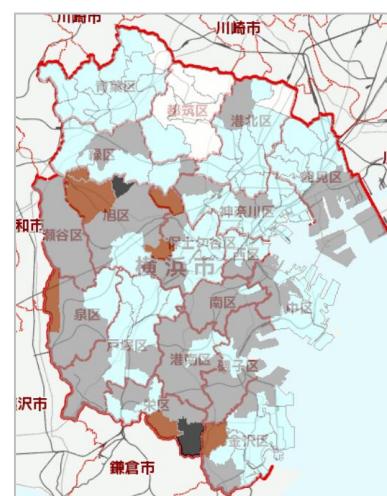
I C Tの進展により、福祉・医療、防災・減災など様々な分野で、ビッグデータ解析などのデータ活用による社会課題の解決への期待が高まる中、平成28年12月に、データが人を豊かにする社会の実現を目指す「官民データ活用推進基本法」が成立しました。

横浜市においても、平成29年3月に全国の市町村で初めて「官民データ活用推進基本条例」を制定、平成30年度にはこの条例に基づく官民データ活用推進計画を策定し、データを重視した政策立案や、データ活用に関連した取組の協働・共創による推進などを進めています。

協働による地域支援の推進のためには、データを活用して地域特性を分析したり、高齢化や人口減少など地域の状況を分かりやすく可視化しながら課題を共有することで、地域住民と区役所・区社協・地域ケアプラザとの対話を深めていくことが大切です。そのため、市や区が保有する統計情報等のオープンデータ化などを進め、課題解決に向けた協働の取組に役立てていきます。

▶データ活用の推進の取組

- ・日常生活圏域単位での介護データの分析・活用
- ・介護ロボットの導入支援
- ・総合的ながん対策への医療ビッグデータの活用 など



データによる地域特性の可視化（地域包括支援センター別高齢化率）

重点項目<柱1-2>

地域福祉保健活動を推進する関係組織・団体への支援

現状と課題

地区連合町内会・地区社協の調整・支援機能の拡充

- ◆市内には、253の地区連合町内会や256の地区社協が組織され、圏域内の情報共有や自治会町内会活動、福祉保健活動等を支援しており、より身近な地域における防犯、防災、親睦、環境、健康づくり、助け合いの活動など、住民主体の活動の重要な基盤となっています。
- ◆身近な地域の支えあい活動が一層充実するためには、地区連合町内会や地区社協が組織力やネットワークを生かして地域の活動を支援し、その状況を互いに共有して活動の発展・継続など次の展開につなげていく調整・支援機能をこれまで以上に高めていくことが期待されます。

活動団体の充実とネットワークづくり

- ◆地域では、地区連合町内会や地区社協のほかにも、特定のテーマや課題に焦点をあてて、その解決に取り組むボランティアグループや当事者組織なども活動しています。こうした団体の活動圏域は多様で、地区連合町内会圏域にとどまらず、区域、市域にわたることもあります。
- ◆地域福祉保健活動の基盤づくりに向けて、各団体がその特徴を生かし、既存の団体活動の継続や発展と、地域のニーズや課題に応じた新たな活動を立ち上げることが重要です。
- ◆活動の視点については、既存活動・新規活動を問わず、「地域課題・生活課題に合わせる」「困りごとを抱える人を支える」「支える側・支えられる側の区別なく互いに支えあう」という要素を高めていくことが求められます。
- ◆地域福祉保健活動の基盤をさらに強くしていくためには、地区連合町内会、地区社協をはじめ、地域にある活動団体が対応すべき課題に合わせて横断的につながり、解決へ向けた取組を進めていくこと、さらには、その実践経験を蓄積していくことが必要です。

柱1-2-1	柱1-2-2
地区連合町内会、地区社協等のネットワーク・調整機能の拡充	活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実

目指す姿

- ◇地区連合町内会、地区社協が、それぞれのネットワークや調整機能を生かして、自治会町内会などの地域福祉保健活動を高めていく役割を果たしています。
- ◇地区連合町内会、地区社協のほか、地域にある活動団体が、課題ごとに対象者の枠を超えて横断的につながり、必要な取組を進めています。
- ◇地域にある既存の活動（自治会町内会活動、ボランティア活動など）を含め、「困りごとを抱える人を支える」「誰にも役割や可能性があり、支える側・支えられる側の区別なく互いに支えあう」という視点で地域福祉保健の取組が広がっています。

コラム 自治会町内会活動の取組

地区連合町内会や地区社協のほか、地域にある活動団体が相互に協力・連携することにより、活動の幅を広げ、より活発な地域活動につなげることが期待できます。平成28年度に実施した「自治会町内会・地区連合町内会アンケート」によると、実際に他の団体と協力して活動を行った地区連合町内会の約7割が、『参加者が増えるなど活動が活発になった』、『新たな活動を始めるなど活動の幅が広がった』と回答しています。

▶事例紹介：地域の0歳から100歳までの方が集える「ひがほん 郷まつり」（緑区）

「ひがほん 郷まつり」は、東本郷地区連合自治会、東本郷小学校、同校PTA、地区社協、各種委嘱委員など、地域で活動する様々な団体・人々が連携して開催する、地区の一大行事です。

「0歳から100歳までの人々が集まるまつり」をテーマに、平成23年度から毎年開催されています。



きっかけは、地域福祉保健計画の東本郷地区別計画の目標の一つとして掲げた「地域の人達がつながり、支え合い、一緒に集い楽しみを共有できるまち」の実現に向けての検討でした。地域のつながりづくりを進めるため、イベントを開催しようと、連合自治会や地区社会福祉協議会等が中心となり、23年度から「郷まつり」として始まりました。

翌年の24年度には、東本郷小学校・同校PTA事業の「ヒガホンまつり」と合体し、「ひがほん 郷まつり」が誕生しました。これにより、学校・PTAと地域の連携が進み、PTAが参加することで、若い世代への広報も充実しました。当初、約1,500名であった参加人数も、平成29年度（第7回）には約4,000名となり、回を重ねるごとに参加者、協力者も増え、地域の一大イベントとして定着とともに、地域のつながりと世代間交流の「核」ともいえる取組になっています。「ひがほん 郷まつり」をきっかけに、地域の各種団体の互いの活動の理解が深まり、地域の中で新しい取組につながる雰囲気が醸成されました。

<柱1-2-1>

地区連合町内会、地区社協等のネットワーク・調整機能の拡充

区役所・区社協・地域ケアプラザが地区別計画の推進等を通じた地域への関わりを一步進め、地区連合町内会や地区社協のネットワークや調整機能の拡充を支援し、より住民の生活に近い地域での地域福祉保健活動が一層充実するよう、必要な取組を実施します。

主な取組

広報・啓発

- 地区連合町内会や地区社協等に対し、それぞれが持つ既存のネットワークや調整機能を生かすことで、より住民の生活に近い地域の活動が充実することの重要性やメリットを周知（市）

方針の検討・策定

- ネットワークを生かして、地区活動を拡充していく機能の発揮や、「地域課題に合わせる」「困りごとを抱える人を支える」「誰にも役割や可能性があり、支える側支えられる側の区別なく互いに支えあう」という活動の方向性など、地区社協活動の充実・強化に向けた検討会の実施（市社協）
- 検討会等で整理された地区社協活動の充実・強化に向けた方向性を「地区社協のてびき」等へ反映し、方針を策定（市社協）

取組の見える化

- 区役所・区社協・地域ケアプラザが、地区連合町内会、地区社協の持つネットワークや特性を把握し、地域活動の更なる促進に必要な支援を検討するための情報を収集、会議等で発信（市）
- 地区社協の充実・強化に係る事例の集約と発信（市社協）

ネットワークを活用するための場づくり

- 地区連合町内会、地区社協等、身近な地域の活動団体と行政や関係機関が、お互いの強みを生かし協働するための場づくり、または既存の場の活用（市）

研修の実施

- 地区社協活動の充実・強化の方針について、区社協及び地区社協向けの研修を通じて理解を促進（市社協）

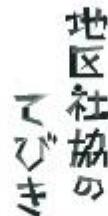
コラム 「地区社協のてびき」の活用

平成29年度に「地区社協のてびき」を改訂しました。地区社協は60年以上も前から、地域福祉活動の基盤として、多様な団体とのネットワークをつくり、多くの活動を行ってきました。そして、地区社協の組織は、各福祉関係団体が集まり話し合うネットワークそのものもあります。

地区社協活動は社会や地域の状況に合わせて変化してきましたが、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域をみんなでつくりだす」ことを基本的な方向性として、ネットワーク組織として「一人ひとりの困りごとをみんなで受け止め解決できる地域づくり」を行うことを目指しています。

地区社協は「自分の地域は自分たちで良くしていこう」という気持ちで地域の方々が作った任意の団体です。自ら発見した困りごとの解決に向けて取り組める「自主性」と行政や専門家と対等な立場で発言できる「公共性」という大きな特徴を持っています。

その組織と特徴を生かして「一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくり」を進めるために、住民同士で困りごとを「発見」し、さらに多くの人の話し合いの場を通じて「共有・検討」を行い「解決」する活動につなげていきます。



コラム 地域でのちょっとした困りごとを解決（泉区富士見ヶ丘）

泉区富士見ヶ丘地区の民児協から「病院や買い物の行き帰りで困っている高齢者が多くいる」との声がありました。そこで地区社協は「高齢の方が抱えている課題が他にもあるのではないか」と考え、地区の60歳以上の高齢者にアンケートを取ったところ、他にもちょっとした修繕や庭の手入れ等のニーズがあることが分かりました。

地区として何ができるか検討を重ね、様々な困りごとをお手伝いする「富士見ヶ丘福祉の会」を地区社協から独立した団体として立ち上げました。対象者を高齢者だけではなく子育て中の家庭や障害のある方にも設定し、庭の手入れ、家の小修理、買い物の手伝いなど依頼に応じて対応しています。

依頼は年間300件を超え、地域では日常的な生活支援の必要性を感じています。また、活動の中で、草が伸び周囲が見えにくくなった家などが気になるようになり、また日々の依頼が高齢者の方から多く入ることで地域の高齢化が進んでいることを実感し、地域の中での助け合いの大切さを改めて感じています。

活動を始めたことで活動者同士はもちろん、利用者や自治会の役員など顔見知りの関係が広がり、住民同士の関係づくりにもなっています。また、個別ケースを民生委員だけでなく活動者や自治会が知る機会にもなり、地域全体で一体的に支えあう地域づくりにもつながっています。

写真

<柱1-2-2>

活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実

地域活動を充実するため、地区連合町内会や地区社協と、地域または市域で活動している高齢者、障害者、子ども・若者等の分野別・テーマ別の活動団体等との連携を進めます。

また、区役所・区社協・地域ケアプラザが活動団体のネットワーク構築を進め、社会的孤立や生活困窮、移動や買い物の不便さなどの課題が、ネットワークの活用により効果的に解決できるよう、必要な支援に取り組みます。

主な取組

広報・啓発

- 活動エリアや規模、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野を問わず、様々な団体と地区連合町内会、地区社協等が互いにつながること、協働することの重要性やメリットの周知（市）

活動団体のネットワークづくり

- 地域の活動団体が、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野別で連携できるようにネットワークの活用促進（市）
- 地区連合町内会、地区社協等が様々な地域の活動団体とネットワークを構築するための調整（市）
- 解決すべき課題の整理と必要性に応じた市域ネットワークの構築（市社協）

取組の見える化、共通課題の提示

- ネットワークを生かした課題解決事例の集約と発信（市社協）
- ネットワーク構築による解決への取組につなげるための、移動支援、買い物支援など共通課題の提示（市社協）
- 地域の主体的な取組の立ち上げや継続・発展を、地区連合町内会、地区社協等がさらに支援できるよう、様々な連携事例・ノウハウを集約・発信（市・市社協）

コラム 子ども分野のネットワークの事例

※調整中

コラム 活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実の事例

※調整中

◆重点項目＜柱1-3＞

誰もがお互いを受け入れ、共に支えあう意識の啓発と醸成

現状と課題

様々な人を受け止める地域の風土づくり

- ◆第3期市計画までの取組の中で、普及啓発活動や福祉教育などを通じて多様性の理解や当事者を含めた地域のつながりづくりを進めています。
- ◆地域の中で、誰もが自らが望む暮らしを送れるようにしていくための第一歩として、同じ地域の住民同士が立場や背景を超えてお互いの存在を理解し受け入れる意識や、抱える課題を受け止めていく意識を一層高めていくことが大切です。

住民相互のつながりづくり

- ◆近隣で困ったときに相談したり、助けあう関係性が希薄化する傾向にある中、共に支えあう地域の実現に向か、多様性の理解を含めた住民相互のつながりづくりを進めていく必要があります。
- ◆啓発だけでなく、普段の暮らしの中で交流する機会や場を増やし、同じ住民としてのお互いを理解し、支援を必要とする人が必要なときに安心して助けを求められるような関係を広げていくことが重要です。

柱1－3－1	柱1－3－2
多様性を理解し、同じ地域の住民として受け止められる風土づくり	住民相互が理解・協力しあう気持ちを育てるためのつながりづくり

目指す姿

- ◇個別課題、地域課題を他人ごとではなく「わたしたちのまちにある課題」として捉え、地域住民と支援機関及び関係機関が一体となり課題解決のために行動することで、緩やかなつながりを形成するような地域づくりが進めています。
- ◇様々な人が地域の中で出会い、対等で緩やかなつながりを持ちながらお互いを理解し、受け入れることができます。
- ◇国籍、年齢、性別、障害など様々な立場や背景を超えて人々がお互いを認め合い、支えあえるような地域での多様性への理解が進んでいます。
- ◇地域住民等がお互いに支えあいながら必要な時に「助けて」と発信できるよう、日常的につながる機会や場が確保されています。

コラム 都市計画マスターplan地域別構想、地域まちづくりの支援

福祉・保健分野での目標を定めた地域福祉保健計画があるように、都市計画の視点からまちの将来像を描いたものが「都市計画マスターplan」で、全市版のほか区ごとに策定されています。このプランは概ね20年後の都市づくりの目標や方針を定めるもので、その内容は土地利用や環境、交通、街の魅力・活力、防災など幅広い分野にわたり、これらの活動における市民の皆さまのソフト面の活動にも及んでいます。このソフト面での施策や活動は地域福祉保健計画とも内容が重なるものが多くあります。地域の活動は福祉、保健、まちづくりなどと区別して行われるものではなく、様々な要素が一体となって行われるもので、その活動を後押しするためにも今後一層、都市計画マスターplanと地域福祉保健計画の連動が重要となってきます。その実現の一つとして、都市整備局では市民の皆さんのが主体的に取り組む自らのまちのプランやルールづくり、これらに基づく活動の支援を行っています。例えば、こどもの居場所の整備などの計画を盛り込み、推進することで地域福祉の充実も図ることができます。

URL:<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/kikaku/cityplan/master/>



コラム 学校における多様性理解の取組

教育委員会は、大きく変化する時代を見据え、今後概ね10年の教育の理念や方向性を示す「横浜教育ビジョン2030」を29年度に策定しました。

- 1 横浜の教育が目指す人づくり
自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人
- 2 横浜の教育が育む力
「知：生きてはたらく知」「徳：豊かな心」「体：健やかな体」「公：公共心と社会参画」「開：未来を開く志」
- 3 横浜の教育の方向性
多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します

「開：未来を開く志」では、自分を見つめ、多様性を尊重し、共生する力等を示しています。また、教育の方向性では、多様な価値観を認め、支え合う風土を醸成すること等を掲げています。学校だけでなく、家庭や地域、関係機関、企業等がこのビジョンを共有し、社会全体で子どもを育んでいきます。

学校では、例えば「総合的な学習の時間」において、福祉や環境等の横断的・総合的な課題や、地域や学校の特色に応じた課題を設定し、探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度等を養っていきます。

【探究課題を「福祉」に設定した例】（「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」総合的な学習の時間より）

学年	探究課題	育成を目指す具体的な資質・能力
小学校	地域の福祉の充実のために取り組んでいる施設や人々の思いや願い	○まちに暮らす人々は、その立場によって様々な課題を感じていて、それらを解決しようと互いに協力・工夫していることが分かる
中学年		○福祉に関して自分にできることがあることが分かり、実行しようとする 等

<柱1-3-1>

多様性を理解し、同じ地域の住民として受け止められる風土づくり

国籍、年齢、性別、障害など、様々な立場や背景を踏まえた多様性の理解を広げます。

また、生活に困りごとを抱える人への認識と理解を深めるための機会や風土づくり及び環境整備に取り組みます。

主な取組

地域における関係づくり

- 課題を抱えた本人だけでなく、家族の気持ちにも寄り添った支援をすることに加え、必要に応じて本人の思いや現状を地域住民に伝えることなどによる、地域とつながるための働きかけの推進（市）
- 学校、地域の居場所（サロンや子ども食堂）、関係組織（訓練会など）、作業所の交流等の推進（市社協）
- 様々な社会資源（国際交流ラウンジ、市民活動支援センター、市民利用施設等）、関係組織等と連携した交流の推進（市）

情報提供、地域福祉保健の視点で他分野と連携した地域づくり

- 地域住民が多様性を理解するきっかけとして、支援機関が把握している地域の状況や活動等の情報を適切に地域へ提供（市）
- まちづくりなど関連する他分野の支援制度の周知、連携した地域づくり（市）

広報・啓発

- バリアフリーなどの施設整備だけでなく、高齢者・障害者の理解促進や、思いやり・譲り合いの心を育む等、ハードとソフトが一体となった地域づくりの推進、並びに福祉のまちづくり等に関する情報提供及び理解促進（市）
- 障害や年代、国籍等を超えてお互いを理解するため、関係局課におけるラグビーワールドカップ2019TM、オリンピック・パラリンピック等を契機とした啓発の実施（市）
- 伝える対象ごとにメッセージを明確にした地域福祉保健活動のPRの実施（市社協）
- 障害者等の当事者自身による理解促進の取組拡充（市社協）
- 「支える側」「支えられる側」の区別なく、誰であってもお互い様の関係づくりを構築するため、区局が連携し、関係機関や地域に向けた啓発等の実施（市）

福祉教育、社会教育の推進

- 社会的孤立など地域でも受け止めていく必要のある課題の提示と取組推進の支援（市社協）

- 多様性理解の啓発ツールの作成（市社協）
- 多様性理解の啓発プログラムの検討と運用方法の提案（市社協）

コラム 持続可能な住宅地推進プロジェクト（緑区十日市場）

持続可能な住宅地推進プロジェクトは、地域特性を踏まえ、市民、民間事業者、大学、行政等が連携しながら、地域課題(高齢化対応、子育て支援、医療・介護連携、多世代交流、地域交通、地域エネルギー等)の解決に取り組み、誰もが安心して暮らし続けられる、魅力あるまちづくりを推進する取組です。

緑区十日市場町周辺地域では、市有地を活用して、多世代が交流できる住宅や、広場、活動拠点、保育所、高齢者施設等の生活利便施設の誘導を進めています。

また、持続可能な住宅地の仕組みづくりとして、周辺地域の住民と新たな居住者の交流や、まちの魅力発信を目的としたエリアマネジメントの実施に向け、子育て支援拠点や地域ケアプラザ等の周辺施設や、様々な活動団体との連携など、多世代交流・地域交流の促進等を行っています。



十日市場ヒルタウン 20・21 街区
完成イメージ図

コラム セイフティネットプロジェクト・障害福祉啓発事業

市内 15 の障害児者関係機関・団体で構成されている「セイフティネットプロジェクト横浜（S プロ）」は、障害児者や家族が、自分たちにできることから取り組むことを大切にしながら、様々な活動を行っています。

▶コミュニケーションボードなど 自閉症や知的障害のある人のなかには、言葉のやり取りよりも、絵記号や写真等をつかうことでコミュニケーションがスムーズになる人もいます。S プロは、分かりやすい絵記号の載った「コミュニケーションボード」と啓発チラシの作成・普及活動等を行っています。

▶出前講座の推進 障害者や家族、支援者が地域の会合等に伺って、災害時に避難場所等で、障害のある人へ支援いただきたいポイントやコミュニケーションボードの使い方等を、紙芝居等を使ってお話しする「出前講座」の活動にも取り組んでいます。

▶緑と黄色のバンダナ 災害時等に障害のある人が必要な支援を受けられるように、「配慮が必要＝黄色」「支援ができる＝緑色」のバンダナなどを身に着ける運動を推進しています。



◆重点項目<柱1-3>

誰もがお互いを受け入れ、共に支えあう意識の啓発と醸成

<柱1-3-2>

住民相互が理解・協力し合う気持ちを育てるためのつながりづくり

地域住民等が、対等で緩やかなつながりを持ちながらお互いを理解し、受け入れ、地域の中でつながることの大切さを伝えていくため、交流する機会の創出に取り組みます。

また、誰もが役割があり、生き生きと参加できる場づくり、地域づくりを推進します。

主な取組

広報・啓発

- 地域住民に幅広く地域福祉保健の取組（活動）を知ってもらうための、日常生活で経験できる身近なイベント等を活用したPRの実施（市）
- 誰もが役割をもって主体的に参加できる地域の居場所やフリースペースの事例及びその意義や効果を集約し発信（市社協）

つながりのための機会づくり

- 既存のイベント等も含めた誰もが参加しやすい機会づくりの支援（市）
- 防災訓練・美化活動など地域活動を通じて、地域住民同士が顔を合わせ交流ができるような場への支援（市）

対等な参加機会の確保

- 防災訓練・イベント等、地域の活動・行事への高齢者、障害者、子ども・若者等の参加促進（市社協）
- 地区社協の活動や話し合いの場への高齢者、障害者、子ども・若者等の参画促進（市社協）

イラストなど

コラム 高齢者の地域貢献の事例

体力の低下等はあるものの、まだまだ元気な高齢者が、地域とのつながりの中で活躍し、健康の維持増進や生活の自立促進を目指して、各地区でさまざまな取組が進められています。

取組①金沢区富岡小学校花だん応援隊

小学校の学童と学区内に住む高齢者が、一緒に校庭の花壇での植栽活動に取り組んでいます。活動2年目の効果として、高齢者の「認知機能」の上昇や「生きがい」の増加、「地域の人との付き合い」や「自己効力感(自分が地域貢献できると思うこと)」の向上が認められました。また、世代間交流により、高齢者にとっては学童の成長を見守る喜びを感じることができたり、子どもにとっては高齢者との信頼関係づくりを通して社会性を学ぶ機会となるなど、高齢者と学童の両者への効果も認められました。



高齢者と学童が一緒に花の手入れ

取組②泉区中川地区里山夢プロジェクト

畠づくりを通じて、農作業のアドバイス、看板作り、小屋の修理など、高齢者がそれぞれの得意な力を発揮して、できることを無理なく、気軽に活動に参加することができています。収穫祭などのイベントでは、子どもとその親世代等幅広く地域住民を招き、多世代交流も進んでいます。活動2年目の効果として、高齢者の身体機能の一部向上や自分の居場所として皆とふれあう楽しみややりがいの実感などが認められました。

写真

コラム 防災訓練から地域の担い手へ（南区蒔田地区）

蒔田地区には数か所の障害児者施設があります。お祭りなどの行事を通じた交流に加えて、障害のある方たちが地域の防災訓練にも参加し、物資の運搬等さまざまな係を担っています。

もともと、地域の方たちは地区内に障害者施設があることは知っていても障害のある人の接し方がわからず、災害時の避難場所での対応も課題になっていました。この現状について地区社協と南区社協で話したい、施設に防災訓練への参加を呼びかけました。さらに「日中、施設で作業などをしている方たちは、昼間に地震などの災害が起きた際、心強い助っ人になるのでは」と考え、要援護者としての参加ではなく「支える側」としての役割をお願いすることに。知的障害がある人たちには「この荷物を○○に運んでください」など具体的な声かけをする等みんなで工夫をし、力強い支え手として活躍しています。

訓練を通じてお互いを知ったことで、施設と地域の距離も近づき理解も深まりました。作業所「あいの木きょうしん」のメンバーたちは、地域の高齢者サロンのボランティアとして月に1回、継続的に活動するようになっています。

高齢化率の高い南区で、庭の手入れが難しくなってきた高齢者宅での草むしりや買い物サポート等、障害のある方たちの活躍が期待されています。

写真

◆重点項目<柱1-4>

地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり

現状と課題

地域における人材づくり

- ◆自治会町内会や老人クラブ(シニアクラブ)、民生委員・児童委員をはじめとする地域活動者のなり手不足や、新たな担い手の発掘は、どの地域においても課題となっており、地域課題の複雑・多様化や人口減少予測などを踏まえると、継続して地域福祉保健に関わる人材の確保・育成を進めていく必要があります。
- ◆市民一人ひとりができることから地域活動に関わっていけるような工夫や、次世代向け、リーダー層向けなど、計画的な人材の確保・育成の方策が求められています。

コーディネート機能の向上

- ◆複雑・多様化する地域の課題への対応には、これまで以上に地域全体で連携・協働を進めていくことが必要であり、地域福祉保健に関わる人材ごとに課題の解決に必要な力量を高めていくことが大切です。
- ◆地域にある支援機関、関係機関、地域活動者・団体等がそれぞれの特性に応じてコーディネート機能を高め、地域福祉保健活動の推進に向けた役割を果たしていくことが重要です。

環境づくり

- ◆地域福祉保健活動の推進において、場所、資金、情報は必要不可欠な資源であり、継続的な課題として認識されています。
- ◆地域の施設を事業の拠点として活用したり、既存の制度や枠組を生かした支援や、柔軟な発想による取組が行われています。
- ◆誰もが利用できるという身近な地域の施設の利点や特性を生かして、見守り機能や居場所機能を高めている事例も見受けられます。人々がつながり、困りごとの相談やボランティア等による学習支援、子どもの居場所づくりなど、生活課題の解決を視野に入れた取組が今後も広がっていくことが望まれます。
- ◆既存事業や地域にある資源を最大限に生かし、柔軟な発想も取り入れながら、地域福祉保健活動に活用する視点が大切です。

柱1－4－1	柱1－4－2	柱1－4－3
地域福祉保健活動を推進するための地域の人材づくり	地域福祉保健活動に求められるコーディネート機能の向上	活動資源を確保するための支援

目指す姿

- ◇多くの市民が、自分のできることを、できる範囲で地域福祉保健活動に関われる機会が生まれています。
- ◇支援機関や関係機関・団体、地域活動者の特性に応じたコーディネート機能が高められ、それが連携・協働しながら地域福祉保健活動の推進に向け役割を果たしています。
- ◇助成金、資金確保の手法、拠点、情報（ノウハウ等）など、活動の組織化・推進に必要な支援策が整備されるとともに、活動目的や支援ニーズに合わせて効果的に活用されています。

コラム 消防団の取組

▶団員確保の取組について

平成25年12月「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行を受け、平成30年度中に消防団員の条例定数充足率100%（8305人）の目標を掲げ、人から人への直接広報をメインとした団員確保対策を実施しています。

【主な成果】

- ・平成27年度、平成28年度
消防団員増員数全国1位
- ・2年連続総務大臣感謝状受賞



▶女性団員の確保について

平成9年度から女性消防団員の採用を始め、平成30年1月1日現在で1276人の女性消防団員が活動しています。

20の消防団すべてで女性消防団員が活動しており、団ごとに声楽隊やJKG48といったチームを独自で作り、市民に分かりやすく防災・減災のPRを行うなど女性の視点を活かして活動しています。

▶学生消防団員の確保について

消防団活動を積極的に活動している学生が、就職活動時にも評価されるよう、平成28年1月から横浜市学生消防団員活動認証制度の運用を開始。これに伴い、大学等の協力を得ながら、学生に対し、消防団活動の参加を呼び掛けている。平成30年3月1日現在は、200人の学生が消防団活動に従事しています。

◆重点項目<柱1-4>

地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり

<柱1-4-1>

地域福祉保健活動を推進するための地域の人材づくり

市民一人ひとりが、より良い地域づくりに向け、それぞれのできることを、できる範囲で地域福祉保健活動に継続的に関われるよう支援します。

市民が地域活動に参加することをきっかけに、地域活動の担い手として活躍してもらうための支援を充実します。

主な取組

研修等の実施

- 市民向けの社会参加や地域貢献のすすめに関する研修等の開催（市）
- 各地域活動者を対象としたフォローアップ研修やリーダー層に向けた研修の実施（市・市社協）
- 趣味や特技などを生かして、だれでも気軽に地域活動に関わってもらえるような地域と人とのつなぎ役（コーディネート役）の育成（市）（コーディネート機能については、柱1-4-2を参照）

広報・啓発

- 市民が地域活動について知り、参加するきっかけづくりのための広報の充実（市）

人材確保・育成支援

- 市社協の会員として参加する地域の施設や団体と連携した施設等福祉人材の確保・育成支援（市社協）
- 区域、地区連合町内会圏域等における地域人材の発掘・養成に係る事例の集約と発信（市社協）

コラム 地域での人材育成の取組（瀬谷区瀬谷第四地区）

地区連合町内会と地区社協等の地域の方々、NPO法人等の中間支援組織、区役所の3者で連携しながら、地区別計画に掲げた地域の人材育成を目標に話し合いを進める中で、ボランティアへの参加意向や地域のために協力いただけたこと（趣味、特技など）についての全戸アンケートを実施し、3700世帯中約200世帯から回答をいただきました。アンケート回答者を対象に、地域の現状を知っていただくため「地域活動フォーラム」を開催し今後の地域活動について意見交換し、子どもを支援する場づくりが必要という意見が出てきたことから、子ども向けのイベント「よんたくん広場」が生まれました。

アンケート回答者の皆様をはじめとする地域の方々が、自分の趣味、特技を活かした折り紙、手芸、エコクラフト、スケッチなどを、子どもたちに体験していただくほか、夏は花火大会、冬はクリスマスパーティーといった季節のイベントや、おいしいカレーをみんなで食べたりと、盛りだくさんの内容で地域の子どもたちも楽しんで参加しています。近隣の小学校の協力も得ながら年3～4回の頻度で開催しています。

コラム 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域からの推薦に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けて、全国に約23万人、横浜市内に約4千5百人の民生委員・児童委員が活動しています。

自らも住民の一員という性格をもち、身近な相談者として、子育てや介護など生活上の相談に応じ、必要な支援への「つなぎ役」を担っています。また、主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。



高齢者宅訪問の様子

民生委員制度は、その前身である「済世顧問制度」が大正6年（1917年）に創設されてから、平成29年（2017年）に100周年という大きな節目を迎えました。その時代の社会情勢に応じたさまざまな活動に取り組み、長い歴史と実績を有しています。



子育てサロンの様子

横浜市民生委員児童委員協議会では、100周年を機に、「小さな気づき 寄り添う心 頼れる地域の「つなぎ役」」をキャッチフレーズに定め、「やりがいや魅力の発信」、「地域とともに支え合うまちづくり」を柱とした行動宣言をまとめました。誰もが笑顔で、安心・安全に住み続けられる地域づくりのため、次の100年に向かって力強い第一步を踏み出しました。



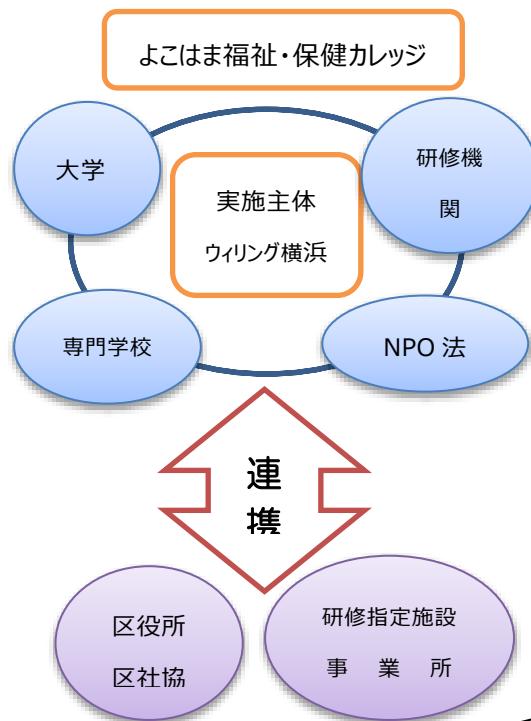
100周年記念大会の様子

コラム よこはま福祉・保健カレッジの取組

『よこはま福祉人材育成指針』で示された理念、「豊かな人間性と福祉の専門性を兼ね備えた人材の育成」の実現に向け、大学・専門学校・NPO法人・研修機関・職能団体等と全国社会福祉協議会等の研修指定施設、福祉保健研修交流センター・イーリング横浜が連携・協力しています。その中で、専門性を活かした人材育成を推進するために、協働して研修を実施しています。また、区役所・区社協と共に地域ニーズに応える研修等に取り組んでいます。詳細は、

「よこはまの福祉保健研修情報サイトハマ・キャリ・ネット」に掲載されていますので、是非ご覧ください。

☞ <http://www.yokohama-kenshu.jp/>



<柱1-4-2>

地域福祉保健活動に求められるコーディネート機能の向上

区役所・区社協・地域ケアプラザが、生活課題や地域課題の解決に向け、地域の状況にあわせて多様な主体の連携・協働を支援できるよう、コーディネート力向上のための人材育成等に取り組みます。

また、公的施設や関係機関、地域活動者・団体、地域住民も、地域の課題解決や必要な人が必要な支援や活動につながるように、それぞれの特色に合わせて力を発揮できるよう支援します。

コーディネート機能について

横浜市地域福祉保健計画では、第1期計画から市民を含めたコーディネート機能の強化に取り組んできました。地域福祉保健活動の推進に求められるコーディネート機能については、これまでの検討も踏まえて以下の図のように整理できます。

コーディネート機能とは、その基盤となる人を、人や団体・活動などに「つなげる・広げる」機能を中心に、「寄り添う・支える」、「生かす・育てる」、「創る」、「伝える」の5つの機能それぞれが連動することにより、より効果的な支援を可能にするものです。



コーディネート力について

ここでのコーディネート力とは、5つのコーディネート機能の総体を示しています。公的施設や関係機関、地域活動者・団体、地域住民のそれぞれの特色や強みによってコーディネート力に違いはありますが、それぞれが持つ力をさらに高められるよう努めたり、できる範囲でその力を発揮することが求められています。さらに様々な機関や団体が連携することにより、コーディネート力を総合的に高めていくことも可能となります。

主な取組

広報・啓発

- 地域活動者等が、地域住民に地域活動に関わってもらうため、つなぎ役や担い手の発掘役となることについて、研修や広報等による働きかけ（市）
- 地域活動者等が、地域をよく知る人や地域の世話焼き役などのキーパーソンも巻き込みながら課題解決することについて、研修や広報等による働きかけ（市）

情報提供、取組の見える化

- 地域に関する様々な情報を収集し、地域特性や地域活動等、関係者間で情報共有を行う場を開催（市）
- 具体的支援・課題解決に向けた方策やイベント等の実施（市）
- 公的施設、社会福祉法人・施設、事業者など、それぞれの特徴を生かした地域での活動や生活サポート活動の事例集約と事例発表の場を通じた情報発信（市社協）

研修

- コーディネートの必要性の理解、実践事例の共有、実践に活かせるコーディネート手法の習得など、職員のコーディネート力の向上を目的とした区社協、地域ケアプラザ向け研修の実施（市社協）
- 関係機関の既存のコーディネート役が、暮らし全般に関わる分野横断的なコーディネート力につけるための研修等の開催（市）
- 専門職だけではなく地域福祉保健活動に関わる全ての行政職員に対する研修の実施（市）
- 個別支援対応力の強化などを目的とした地区社協、民生委員児童委員向け研修の実施（市社協）
- コーディネート役が、支援を必要とする人に早期に気づき、行政や関係機関の支援（公助）等に的確につなげるための、行政や関係機関の相談先の明確化や情報提供・研修等の開催（市）

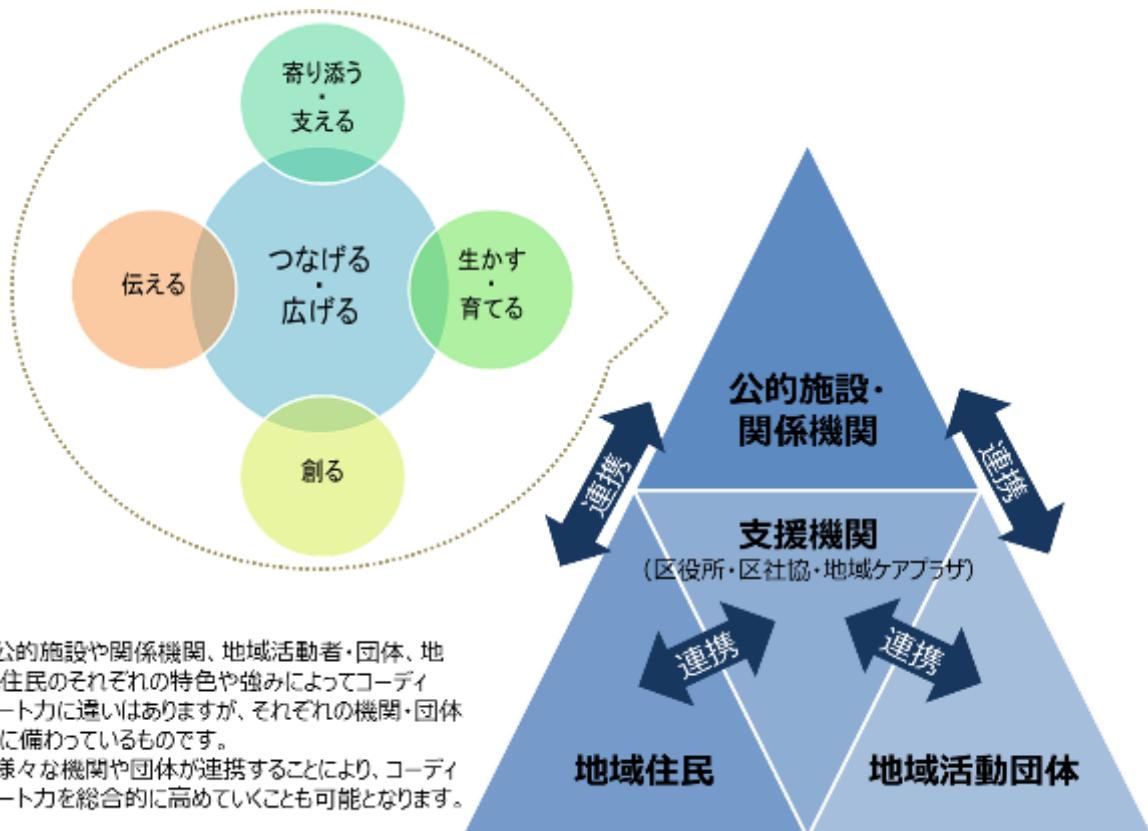
仕組みづくり

- 地域と行政・専門職をつなげる中間支援組織のコーディネート役や、今後の方策につなげられるキーパーソンの育成・強化のための支援（市）
- 地域では解決できないような生活課題や困りごとを抱えている人が、いつでも気軽に相談できる窓口となる人の育成（市）

- 地域の中で高齢者、障害者、子ども・若者、外国にルーツのある人等との出会いやつながる機会を創出する支援者の育成（市・市社協）

参考

- 支援機関、関係機関・団体、地域活動者・団体、地域住民等、地域にある様々な主体が、コーディネート機能を発揮して連携。
- 支援機関は生活課題や地域課題の解決に向けてコーディネートの中心を担う。



コラム 中間支援組織

中間支援組織は、市民団体や行政、大学、企業など様々な主体の間に立ち、情報収集・提供機能や、ノウハウや先行事例の提供、ネットワーク機能、コーディネート機能、行政に対する政策提言機能を持つ団体と言われています。

複雑化した地域社会が抱える課題の解決に取り組むためには、市民団体、行政、企業等が、それぞれの強みを出し合いながら課題解決に取り組む必要があります。そのような多彩な主体をつなぎ、連携を図り、自律的に課題解決ができるよう支援する役割や機能を持つ中間支援組織は、今後ますます重要になってくると考えられます。中間支援組織というと、NPO のサポートセンターや公設の市民活動支援センター、ボランティアセンターが思い浮かぶと思います。しかし、市民活動団体の中には、個別の地域課題や社会的課題に専門性を発揮しながら取り組みつつ、様々な主体をつなげたり、他団体にアドバイスをしたり、中間支援機能を発揮しているテーマ型団体も見受けられます。

コラム 地域ケアプラザ コーディネーター（地域活動交流・生活支援）共通研修

地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーターはともに、住民主体の地域づくりを基盤として取り組んでいます。そこで、共通で求められる視点・知識・支援技術を学ぶ集合研修を、健康福祉局と市社協が実施しています。職場や区域の人材育成の取組と組み合わせることにより、効果的な学びになることを目指しています。

	基礎編	応用編	実践編
ねらい	自らが置かれている現状を理解し、維持した上で、様々な関係づくりの方法を理解する。	実践を振り返り、自らが置かれている現状からの発展・創出・見直しに活かす。	実践を振り返り、自己の専門性を高めるとともに、実践内容を紐解き、モデルとなるコーディネーター像を具現化する。
対象	1年目	3~4年目	10年目~
日数	8日	2日	1日
内容	考え方の理解（個別支援と地域支援の一体的な取組、地域アセスメント、市の施策理解、ファシリテーション、ネットワーク構築等）	演習 (ファシリテーション・実践事例の振り返り)	演習 (実践事例の振り返り)

コラム 地区社協研修

地区社協の活動者を対象に地区社協研修を行い、「一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくり」を目指し、活動に取り組むための視点について理解を深めています。その中で、地域で困りごとを解決するための活動として主に下記の4点を重点的に地区社協が進めることとしています。

- ① 話し合いの場をつくる：困りごとを解決するための第一歩は「話し合う」こと。子育てや介護中の方、障害のある方など地域に暮らす多様な人が参加した話し合いがとても大切になります。
- ② 解決のための様々な活動をする：解決のための活動は「見守り」や「交流」「生活支援」など様々ありますが、今あるその活動が新たな課題の発見や、予防の役割を持つこともあります。
- ③ 団体など身近な地域での活動を応援する：隣近所や自治会町内会などの身近な助けあいの仕組みづくりや横のつながりづくりなど、一人ひとりの困りごとに届く仕組みにするため、暮らしに寄り添う小さな活動を後押しすることも、地区社協の大事な役割です。
- ④ 住民の理解を広げる：困りごとを解決できる地域づくりを進めるためには、福祉についての住民理解をさらに広げる必要があり、その取組もとても重要です。

地区社協がそのネットワーク組織を生かして様々な人が集う話し合いの場を作りながら、地域福祉活動の基盤としてより充実していくことを目指しています。



◆重点項目＜柱1-4＞

地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり

＜柱1-4-3＞

活動資源を確保するための支援

地域力を向上させるため、既存資源の活用を含め、地域福祉保健活動の継続・発展・開発に必要な環境整備を進めます。

また、柔軟な発想による取組や新たな手法などの情報提供を通じ、地域の福祉保健活動を支援します。

主な取組

地域力向上のための場づくり

- 活動に関する相談・支援を受けられる場としての地域ケアプラザ整備の推進（市）

支援策の整備

- 関係局課と協働し「地域にあって誰もが気軽に集える施設・場」*を活用したサロン等の様々な場づくりと、活動を継続するための支援（補助金事業など利用可能な制度や事業の情報提供や申請支援など）（市）
- ニーズにあわせた助成金制度の見直し（市社協）

情報提供、取組の見える化

- 財源の確保を含む課題解決手法の情報提供による支援（市社協）
- 地域福祉保健活動における既存資源の利活用事例、先進的事例の集約と情報発信（市社協）
- 市民利用施設等の機能を生かした見守り事業、居場所事業など、取組事例の集約と情報発信（市社協）

*「地域にあって誰もが気軽に集える施設・場」

①公的施設：地域ケアプラザ、地区センター、コミュニティハウス、市民活動支援センター、地域活動ホーム、図書館、地域子育て支援拠点、老人福祉センター、スポーツセンターなど

②より身近な地域にあり近隣住民が集いやすい場：空き家、空き店舗、自宅の一部活用、寺など

コラム ふれあい助成金

よこはまふれあい助成金は、より豊かな市民社会の実現のために、市民の自発性のもと、横浜市内で行われる非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業の支援を目的として実施しています。障害者年記念基金・よこはまあいあい基金にいただいた寄付の他、善意銀行や共同募金からの資金を含め、平成28年度は1,943団体に対し、88,770,894円の助成を行いました。

▶市社協受付分（横浜市地域福祉保健計画助成）

横浜市地域福祉保健計画に沿って、新たに取り組む先駆的な事業に対する支援事業 等

▶区社協受付分（継続的奨励助成）

自発的で非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業 等

第2章

推進の柱2

身近な地域で支援が届く

仕組みづくり

推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり

<柱2-1> 見守り・早期発見の仕組みづくり

2-1-1	見守りの輪を広げる
2-1-2	気づきをつなぐ、情報共有の仕組みづくりを進める

<柱2-2> 地域住民と支援機関及び関係機関の連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実

2-2-1	地域の中で地域住民と関係機関が連携し、支えあう仕組みづくりを進める
2-2-2	地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくりを進める

<柱2-3> 身近な地域における権利擁護の推進

2-3-1	関係機関等と連携した権利擁護の推進
2-3-2	成年後見人等への支援の促進

<柱2-4> 幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実

2-4-1	地域とのつながりづくりや連携を通した健康づくりの推進
-------	----------------------------

<柱2-5> 支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり

2-5-1	必要な支援が届く仕組みづくりに活用できる施策の推進
-------	---------------------------

推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり

◆重点項目<柱2-1>

見守り・早期発見の仕組みづくり

現状と課題

見守り活動の推進

- ◆各区計画・地区別計画による取組をはじめ、災害時要援護者支援等を通じて、地域主体の見守り活動が進められています。
- ◆地域には社会的孤立や生活困窮、いわゆる「ごみ屋敷」など、既存の制度だけでは解決が困難な問題があります。こうした課題を含めて、地域に潜在化している生活課題は多く、早期に発見し、対応していくことが重要です。
- ◆これまでの取組を生かしながら地域主体の見守り活動をさらに推進するとともに、事業者による緩やかな見守りと合わせ、地域での気づきの目を広げていくことが求められています。
- ◆認知症やロコモティブシンドローム*等、徐々に機能が低下することへの受け止めが困難な人の早期把握が求められています。

気づきをつなぐ体制づくり

- ◆地域の身近な福祉保健の拠点・相談窓口として地域ケアプラザの整備が進められ、高齢者、障害者、子ども・若者等の各分野においても相談窓口や支援体制が充実してきています。
- ◆住民による活動と支援機関等による専門的なサポートを組み合わせることで、困りごとを抱えた人を早期に発見し、対応する体制ができるよう、住民・住民組織と支援機関等がお互いの情報を適切に取り扱い、共有する取組を広げていくことが必要です。

* ロコモティブシンドローム：骨や関節、筋肉などの運動器の障害や移動能力を低下させてしまい要介護になる危険の高い状態をいいます。

柱2-1-1	柱2-1-2
見守りの輪を広げる	気づきをつなぐ、情報共有の仕組みづくりを進める

目指す姿

- ◇個人情報を正しく理解し、適正かつ効果的に活用し、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野にとらわれない見守り体制の構築に向けた仕組みづくりが進んでいます。
- ◇どこに相談しても必要な機関につながる体制づくりが進んでいます。
- ◇生活課題が複合化・深刻化する前の段階で、早期に発見され、適切な支援につながっています。

コラム 災害時要援護者支援の取組

災害による被害を減らすには、日頃からの備え（自助）と地域での助け合い（共助）が欠かせません。高齢者や障害者など、特に地震等災害発生時に、自力で避難することが困難な方々（災害時要援護者といいます。）の安否確認や避難支援などが迅速に行われるためには、日頃からの要援護者との関係づくりや地域での声かけ・見守りなどが重要です。

災害時要援護者支援の取組は、対象者を把握することから始まります。横浜市では、地域のこうした取組を支援するため、行政が保有する情報をもとに、特に避難行動が困難だと考えられる方々の名簿を作成し、個人情報の取扱いなどを定めた協定を締結いただいた自治会・町内会などに、この名簿を提供しています。

現在、地域により様々な方法で行われていますが、主に3種類の方式があります。

同意方式	区役所から自主防災組織等に、「名簿提供について <u>同意した</u> 対象者の名簿」を提供する方式
情報共有方式	区役所から自主防災組織等に、「名簿提供に対し <u>拒否の意思表示をしなかった</u> 対象者の名簿」を提供する方式
手上げ方式	地域で災害時要援護者名簿への登録について周知し、 <u>自ら登録を希望する人</u> を募ることにより名簿を作成する方式

地域における災害に備えた日頃の取組として、要援護者を把握したら、あいさつや見守りなどを通した顔の見える関係づくりや、地域の支え合いの輪に要援護者自身にも入っていただくための働きかけなど、日ごろの活動を進めていくことが大切です。

◆重点項目<柱2-1>

見守り・早期発見の仕組みづくり

<柱2-1-1>

見守りの輪を広げる

地域で困りごとを抱えている人を早期に発見するため、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野や対象者にとらわれない見守り体制や、見守りの意識を広げるための取組を進めます。

主な取組

広報・啓発

- 家族や近所の人など周囲の人の変化に気づき、身近な支援機関や支援者、行政等につなげる大切さを幅広く市民に伝えるためのPRの実施（市）
- 困りごとを抱えている人に気づき、支援につなげる相談窓口（関係機関）の周知（市）
- 困ったときに自ら声を上げやすい環境を作るため、日頃から地域とつながることの大切さやメリットについて、SNSや回覧、お祭り等の行事をはじめ、様々な媒体や機会を利用した周知（市）

様々な主体との連携促進

- 日ごろの活動を通して地域住民等の変化に気づく意識を広めるための、企業、商店、施設、NPO等との連携の推進（市）
- 支援が必要な人だけでなく、その予兆がある人を受け止め、必要な支援につなげるための、地域や関係機関・学校・企業等のネットワーク構築の推進（市）
- 住民・住民組織と企業、商店、施設等、地域にある様々な主体による見守りの事例集約と情報発信（市社協）
- 集約した事例やノウハウの活用による見守り協力企業等と区社協をつなぐ支援（市社協）

見守りの仕組みづくり、実践への支援

- 要援護者マップ等の手法の運用支援を通じた見守り活動の拡充（市社協）
- 災害時要援護者支援等を通じた、災害時だけでなく平時における地域主体の見守り活動へのさらなる支援（市・市社協）
- 徘徊する可能性がある高齢者や障害者の見守り支援に向けた市域の連携による仕組みづくり（市・市社協）
- 障害者等当事者への理解と見守りを広げていくための取組の検討（市・市社協）
- 地域のサロンや配食活動等の見守り機能の充実に向けた、区社協、地域ケアプラザへの先駆的事例の情報提供（市社協）
- 住民の立場で見守り活動に協力するサポーターの養成（市社協）

参加の場づくり

- 日頃から地域とつながるため、地域の中で気軽に参加しやすい場づくり（市）
- 困りごとを抱えている人が地域にいることを知り、受け入れる意識づくり（市）

コラム ひとり暮らし高齢者等の把握と地域における見守り活動等へのつなぎ

高齢化や核家族化に伴い、ひとり暮らしの高齢者が増えてきています。ひとり暮らし高齢者は、地域との関わりが希薄になって孤立しやすい、ケガや病気になった場合に頼れる先がないなど、地域で安心して暮らすうえでの課題を抱えている方も多いいらっしゃいます。こうした方に対しては、民生委員・児童委員や地域包括支援センター（地域ケアプラザ）が状況を把握し、相談に乗ったり、地域における見守り活動につなげたりして支援しています。一方で、プライバシーの尊重や、防犯意識の高まりなど、ご近所同士のつながりが薄くなつたことで、課題を抱えた方の把握が難しくなってきています。そこで横浜市では、行政が保有する75歳以上のひとり暮らし高齢者等の情報を民生委員や地域包括支援センター（地域ケアプラザ）に提供し、ひとり暮らし高齢者等の状況把握が進むよう支援しています。

支援を必要とするひとり暮らし高齢者を把握したときは、状況に応じて相談支援や地域における見守り活動等に的確につなげられるよう、民生委員・児童委員、地域包括支援センター（地域ケアプラザ）、区福祉保健センターが情報共有しながら地域の実情に応じた日常的な見守りにつなげていきます。

コラム 進めています！ 困難を抱える若者への地域ぐるみでの支援

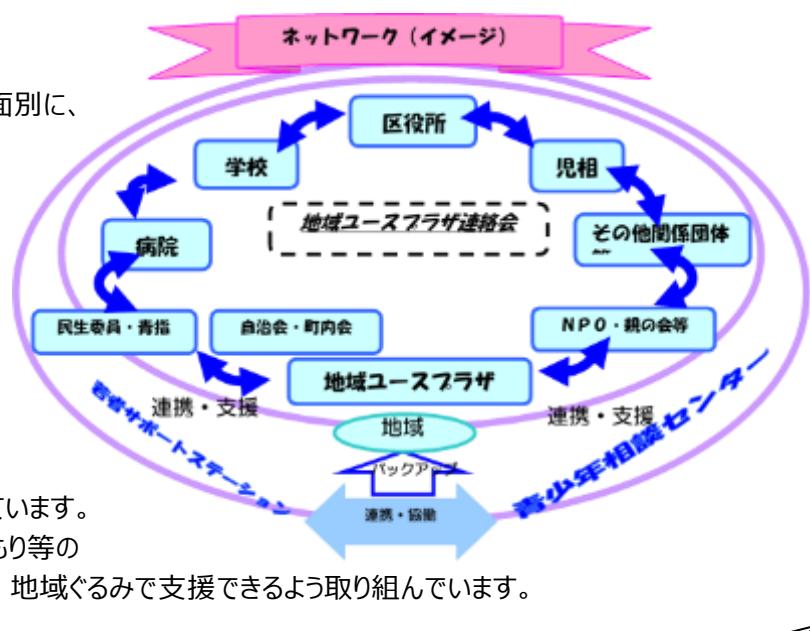
不登校や友人関係の悪化、就職活動などをきっかけに、ひきこもりや社会活動に参加できなくなっている若者がいます。こうした若者は、社会との接点が少ないため社会から孤立しがちです。

横浜市では、青少年相談センター・地域ユースプラザ・地域若者サポートステーションで、困難を抱える若者やご家族からの相談をお受けし、自立に向けた支援を行っています。

例えば、地域ユースプラザでは、方面別に、地域の若者支援に関連している
関係機関や親の会などの団体で
ネットワークを形成し、定期的に
連絡会を行っています。

連絡会では、民生委員から「地域
にいるひきこもりの若者へのかかわり
方」、高校の先生から「不登校か
ら退学になりそうな学生の対応」
などの事例検討や、支援機関や
福祉制度についての研修などを行っています。

ネットワークの活動を通じて、ひきこもり等の
困難を抱える若者への理解が深まり、地域ぐるみで支援できるよう取り組んでいます。



◆重点項目<柱2-1>

見守り・早期発見の仕組みづくり

<柱2-1-2>

気づきをつなぐ、情報共有の仕組みづくりを進める

困りごとを抱えている人に気づき、相談窓口につなぎ、地域と関係機関等が連携して支援を行う仕組みづくりを進めます。

また、支援機関や関係機関が、地域の会議等で困りごとを抱えている人の情報を共有し、必要な取組につながる仕組みづくりを進めます。

主な取組

相談・支援体制づくり

- 地域共生社会の実現に向け、地域を「丸ごと」*支える、包括的な相談・支援を推進(再掲)（市）
- 必要な人が相談等につながるよう、地域住民に支援機関につなぐ意識の浸透の推進（市）

情報共有の仕組みづくり

- 既存のネットワーク（地区別計画の懇談会等）での、地域と関係機関との情報共有の推進（市）
- 民生委員・児童委員と地域包括支援センターによる定期的な情報共有など、各地域の状況にあわせた住民・住民組織と支援機関相互の情報共有の仕組みづくりの推進(市社協)
- 地域にある見守り活動と区社協、地域ケアプラザが連携した情報共有の仕組みの事例の集約と発信（市社協）
- 徘徊する可能性がある高齢者や障害者の見守り支援に向けた市域での連携による仕組みづくり(再掲)（市・市社協）
- 障害者の理解と見守りを広げていくためのサポーター養成の検討（市・市社協）

広報・普及啓発

- 各関係機関や福祉保健関係者等と連携した、福祉保健等の制度の周知促進（市）

*「丸ごと」については第1章5頁参照

イラストなど

コラム 自殺対策・ゲートキーパーの紹介

「ゲートキーパー」という言葉を聞いたことはありますか？

ゲートキーパーとは、家族や友人など身近な人のいつもと違う様子に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要に応じて専門家や相談窓口につなぎ、見守る人のことです。

健康問題、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめなど様々な社会的要因により、心理的に追い込まれた末に「自殺」に至ることがあり、それは、「誰にでも起こりうる危機」です。

国内の自殺者数は、平成28年でも依然として2万人を超え、また、横浜市でも550人と一日1人以上の方が自殺で亡くなっています。

こうした状況に早めに気づき、身近な人が「ゲートキーパー」になっていただけよう、横浜市では、ゲートキーパーの研修会を開催しています。これまでの受講者は、市民の方をはじめ、市職員や民生委員、相談機関の方々など累計約2万人となっています。だれもが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、引き続き、ゲートキーパーの養成を進めています。

ゲートキーパーの役割

気づき	家族や仲間の「いつもと違う様子」に気づく
声かけ	大切な人の変化に気づいたら、勇気を出して声をかける
傾聴	本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
つなぎ	早めに相談窓口に行くことを勧める
見守り	温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

コラム 横浜市認知症高齢者等 SOS ネットワーク

横浜市認知症高齢者等 SOS ネットワークは、認知症の人を日ごろから見守り、認知症により行方不明となる人の早期発見や安全確保のために、地域の関係者や関係機関（区役所・地域ケアプラザ・警察・消防・医療機関・福祉施設・地域団体・公共交通機関・民間企業等）でつくるネットワークです。認知症の人の事前登録や行方不明時の情報提供など、認知症の人と家族が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。

- ▶ 行方不明になった際、家族からの連絡を受けて、関係機関に発見への協力を依頼します。
県と連携し、市外や県外への自治体へも協力依頼ができます。
- ▶ 認知症による行方不明が心配な人は、事前登録をすることで、もしもの時に早く関係機関へ情報提供ができるほか、警察へ捜索を依頼する時に必要な情報の整理もできて安心です。

横浜市では、認知症の正しい理解を広め、地域の中で支え合う風土づくりのために、「認知症 やさしいまなざし あつたかハート」をキャッチフレーズに、認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりを進めています。



◆重点項目<柱2-2>

地域住民と支援機関及び関係機関の連携・協働による地域の生活課題を 調整・解決する仕組みの充実

現状と課題

連携し支えあう仕組みづくり

- ◆計画の推進や各制度に位置づけられた取組を通じて、困りごとを抱える人を地域住民と支援機関・関係機関が連携して支援する体制が構築されてきています。
- ◆増えつつある複合的な生活課題を含め、個々の状況に応じて、日々の暮らしを総合的に切れ目なく支えていくため、これまで進めてきた連携・協働の取組をより身近な地域で、より多くの地域に広げていくことが必要です。

課題解決の仕組みの創出、事業化・施策化

- ◆高齢者、障害者、子ども・若者等の各分野で、区域、日常生活圏域における個別の生活課題や地域課題の共有、個別支援を検討する場ができます。
- ◆複合化・多様化する生活課題、地域課題への対応に向けて、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野を超えた連携による取組が求められます。
- ◆地域住民と支援機関・関係機関の連携・協働による地域課題の共有・解決の取組について、計画推進等を通じて広がりを見せています。一方で、複数の地域で共通する課題に対して、事業化・施策化等により解決までつなげる区域や市域での取組が十分ではない状況です。
- ◆より身近な地域で地域課題の共有・解決の取組を充実するとともに、複数の圏域における共通課題解決のために事業化・施策化へつなげる体制の構築を進めることができます。

柱2-2-1	柱2-2-2
地域の中で地域住民と関係機関が連携し、支えあう仕組みづくりを進める	地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくりを進める

目指す姿

- ◇身近な地域で困りごとや生活課題を受けとめ、住民・住民組織と支援機関、関係機関が地域課題を共有し、協働による課題解決への取組が広がっています。
- ◇関係機関において、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野を越えて地域の課題を共有し、共通する地域での生活課題の解決に向けた検討や、具体的取組を行っています。
- ◇「困りごとや生活課題を支援する取組」と、「地域課題の解決に向けた取組」が連動しながら、重層的な仕組みとして機能しています。

コラム 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度は、「なかなか仕事が見つからない」「借金や家計のやりくりに悩んでいる」等の様々な事情により生活にお困りの方が周囲から孤立することなく安定した生活が送れるよう、お一人おひとりの状況に応じた包括的な支援を行うためのものです。

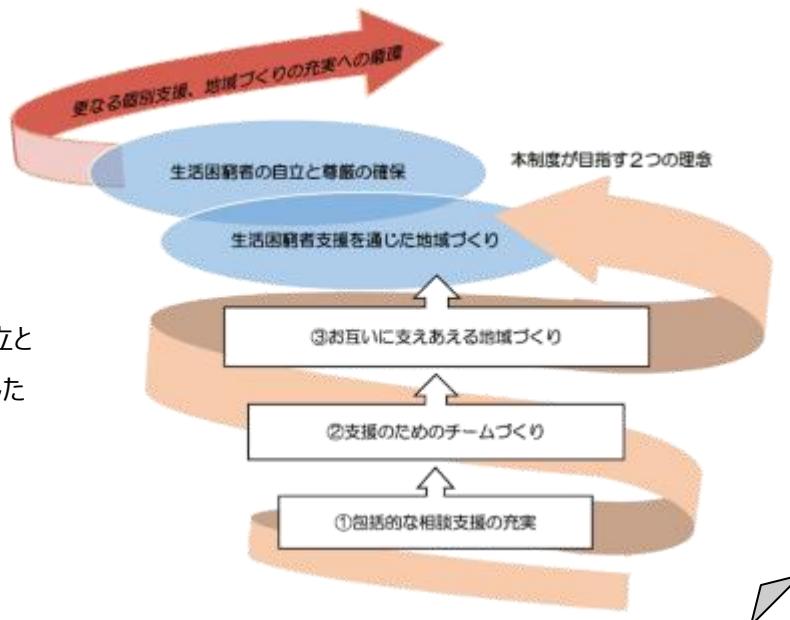
各区の生活支援課に窓口を設け、仕事さがしや家計の立て直し、住居を喪失した方への支援、子どもの学習支援等を行っています。

また、失業、多重債務、家賃の滞納のほか、家族関係や心身の不調など、複合化・多様化している生活課題の状況に合わせ、関係機関等との連携・協働によりチームで支援に取り組んでいます。

さらに、生活にお困りの方が少しでも早く相談につながることや社会参加を進めるためには、身近な地域での支えあい活動との連携が重要であり、各区においては住民主体のサロン活動や見守り活動等とのネットワークづくりを推進しています。

▶横浜市では、

- ①包括的な相談支援の充実
 - ②支援のためのチームづくり
 - ③お互いに支えあえる地域づくり
- の3つの視点から、生活困窮者の自立と尊厳の確保、生活困窮者支援を通じた地域づくりを目指しています。



◆重点項目<柱2-2>

地域住民と支援機関及び関係機関の連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実

<柱2-2-1>

地域の中で地域住民と関係機関が連携し、支えあう仕組みづくりを進める

困りごとや生活課題を受けとめ、支援機関、関係機関と住民等が連携して解決するため、互いの役割の理解促進と、解決に向けた体制づくり・仕組みづくりへの支援に取り組みます。

主な取組

研修等の実施

- 制度の狭間の課題に対し、行政をはじめ、地域ケアプラザや基幹相談支援センター、地域子育て支援拠点等、支援機関及び関係機関の専門職が、その専門性を生かして積極的に支援に関われる意識づくりのための研修実施（市）
- 複合的な課題や困りごとを抱えた人への支援方法に関する事例の共有（市）
- 地域住民と支援機関・関係機関が協働した個別支援及び早期発見の仕組み、生活課題への支援策の検討など重層的な支援体系について、研修や会議等を通じて区社協や地域ケアプラザにその視点が醸成され、理解が深まるよう支援（市社協）

相談・支援体制づくり

- 複合的な課題に、地域住民と関係機関が連携して対応するための包括的な相談・支援を推進（市）
- 市域における個別支援策の検討が必要な場合に、施策化・事業の見直しなど、市域の取組の検討を実施（市・市社協）
- 身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業等を通じた地域における切れ目のない支援とそれが実現できる地域づくりへの実践の方向づけ・支援（市社協）
- 連携・協働が必要な機関、施設との調整やネットワーク化への支援（市・市社協）
- 区社協、地域ケアプラザの実践に基づく手引きの作成・見直し（市社協）

取組の見える化

- 実践の更なる発展を目的とした事例発表の実施（市社協）

コラム いわゆる「ごみ屋敷」対策について

近年、家の内外にごみ等をため込んでしまい、悪臭や害虫を発生させるなど、本人または近隣住民の生活環境に影響を及ぼす、いわゆる「ごみ屋敷」が社会問題として取り上げられる機会が増えてきました。

その背景には、加齢や疾病による身体機能・判断能力の低下、経済的困窮、地域からの孤立など、様々な課題があり、超高齢化、人口減少が進行する今日の社会が抱える地域課題の一つです。

「ごみ屋敷」の根本的な解決には、ごみを撤去するだけでなく、当事者に寄り添い、福祉的な支援を通じて背景にある課題を解決することが必要です。

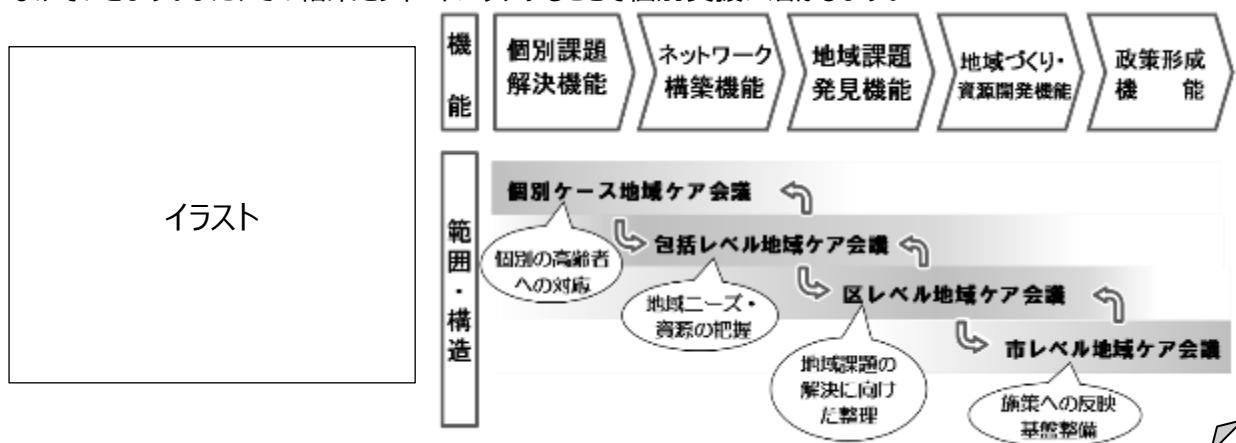
横浜市では平成28年に「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例」を制定し、福祉的支援に重点を置き、市役所だけでなく、地域住民、関係機関とも連携し、取り組むことを基本方針としています。



コラム 地域ケア会議について

地域ケア会議は、多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々も含めた地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤整備につなげていく一つの手法です。

個別ケースの検討を行う会議を始点として、包括レベル、区レベル、市レベルの地域ケア会議が重層的に構成されており、各レベルで解決できない課題は、より広域レベルで検討し、資源開発や政策形成にまでつなげていきます。また、その結果をフィードバックすることで個別支援に活かします。



◆重点項目<柱2-2>

地域住民と支援機関及び関係機関の連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実

<柱2-2-2>

地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくりを進める

高齢者、障害者、子ども・若者等の各分野から見える課題や、地域から見える課題を支援機関・関係機関と住民等で共有し、協働して課題解決を行う取組を一層推進します。

主な取組

地域課題の共有

- 高齢者、障害者、子ども・若者だけでなく、生活困窮者を含め、地域で困りごとを抱える方の課題を分野横断的に協議する場の検討（市）
- 社会的孤立や生活困窮など1～6層*の各圏域で解決に向けた検討が必要な共通の地域課題の提示（市社協）

研修等の実施

- 関係団体・関係者に対し、連携の必要性に関する意識啓発のための研修実施（市）
- 区役所・区社協・地域ケアプラザ対象の研修や連絡会議等において、「住民・住民組織と関係機関が協働した地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくり」の視点が醸成され、理解が深まるよう支援（市・市社協）

協働に向けた仕組みづくり

- 地域住民や支援機関、関係機関の協働による地域課題の解決に向けた仕組みづくり（市）
- 連携・協働が必要な機関、施設との調整やネットワーク化への支援（再掲）（市・市社協）
- 区社協、地域ケアプラザの実践に基づく手引きの作成・見直し（再掲）（市社協）

地域課題の解決に向けた取組への支援

- 市域における共通の地域課題解決へ向けた、施策化・事業の見直しの実施（市・市社協）
- 身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業等を通じた地域における切れ目のない支援とそれが実現できる地域づくりへの実践の方向づけ及び実践支援（再掲）（市社協）

取組の見える化

- 実践の更なる発展を目的とした事例発表の実施（再掲）（市社協）

*第1章9頁「地域福祉保健計画における圏域の考え方」 参照

コラム 身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業

▶横浜市社協では、平成25年度から「身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業（身近事業）」に取り組んでいます。この事業は、社会的に孤立し、制度の狭間で必要な支援に結びついていない方を同じ地域で暮らす住民の気づきを生かして早期に発見し、必要に応じて専門職による支援につなげ、地域住民とともに、地域の中でその人らしい居場所と役割を見出して、暮らしていくようにすることを目的とした取組です。身近事業は「事業」という言葉が使われていますが、その本質は地域支援のアプローチの視点です。



(取組事例)

ある日、認知症の妻を介護する夫が「妻に暴力をふるってしまうことがある…自分が変わっていってしまう」と涙ながらに近隣住民に告白していたことがわかった。

それを聞いた区社協は、地域ケアプラザ、行政、住民と話し合いを重ね、妻は専門サービスで対応し、夫は地域の力で支えることに。

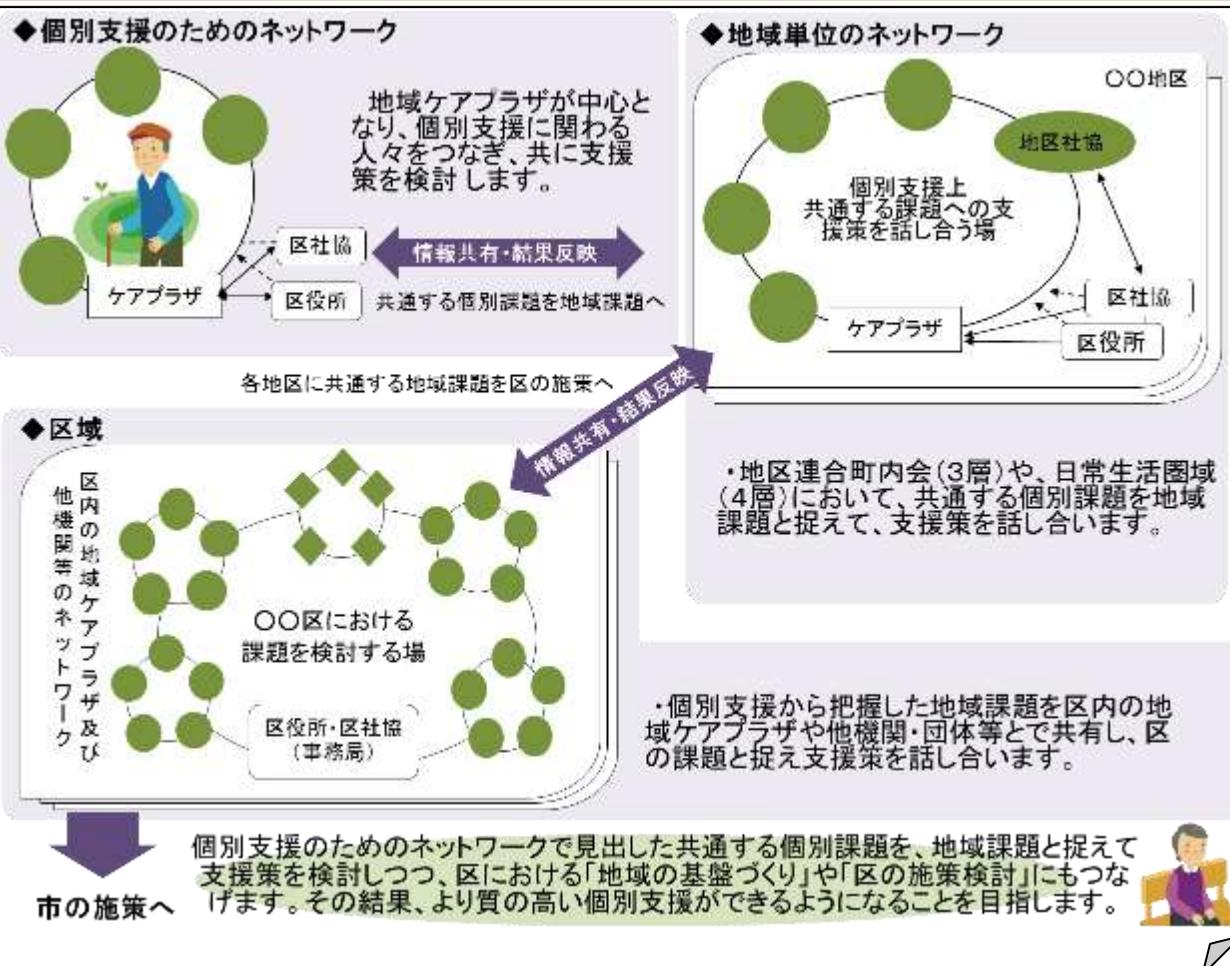
夫の気持ちに寄り添い、「昔の仲間とリフレッシュの時間をもとう」という地域からの投げかけに、夫は号泣しながらうなづき、徐々に気力を取り戻していく。

▶報告書「個別支援と地域支援の融合」

に本事業の事例を複数掲載。横浜市社協ホームページからダウンロード可能。

<http://www.yokohamashakyo.jp/chiiki-dukuri.html>

コラム 地域の生活課題を把握・調整・解決する仕組みの充実



◆重点項目＜柱2-3＞

身近な地域における権利擁護の推進

現状と課題

権利擁護

- ◆高齢者を狙った悪徳商法や障害者に対する財産搾取、虐待など、重大な権利侵害の事例が増加しています。少子高齢化、単身世帯の増加等により、高齢者・障害者を地域で支える権利擁護のニーズが増加しています。

成年後見制度

- ◆制度に対する広報等も多く行われていますが、制度理解が十分に進んでいないのが現状です。
- ◆制度利用の面からみると、障害者の利用が進んでいない状況です。

市民後見人養成・活動支援事業

- ◆横浜市では平成24年度より、市民後見人の養成を開始し、平成28年度末で26名の方が市民後見人として活動をしています。（コラム「横浜市における市民後見人とは」参照）

その他の課題

- ◆新たな課題として、既存の制度やサービスだけでは対応しきれない「身元保証（保証問題）」や「死後事務」等があります。そのような課題に、個人では対応することが困難な方へ、新たな支援手法を構築していく必要があります。

柱2-3-1	柱2-3-2
関係機関等と連携した権利擁護の推進	成年後見人等への支援の推進

目指す姿

◇成年後見制度の認知や理解が地域や支援機関の中で進み、制度が必要な方の利用が促進されることで、高齢者や障害者が自分の力を生かしながら、地域の中で生活を送ることができます。

◇国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえて、横浜市としての成年後見制度等の権利擁護を推進するため、中核機関*の設置など、権利擁護に関する相談体制や地域連携ネットワークが整備されています。

*中核機関：相談対応や専門職によるサポートのコーディネート等を行うとともに、各地域における連携ネットワークを形成・強化していくため、法律専門職団体、社会福祉専門職団体、医療・福祉の関係団体等をはじめとする関係者からなる協議会等の事務局機能を担うものです。

コラム 成年後見制度とは

▶成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の十分でない方は、財産の管理や、健康や生活状況の維持向上のために介護などのサービスや施設への入所・病院への入院に関する契約を結んだりする必要がある場合、自分で判断することが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約や、本来不必要的契約であっても、契約をしてしまうなど、悪徳商法などの被害にあうおそれもあります。こうした自分ひとりで判断することが難しい方に対し、法的な権限を持って支援するのが成年後見制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。本人の意思を尊重し、健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産管理や契約などの法律行為を行うことになります。

▶法定後見制度

本人や四親等内の親族等が家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所が本人の援助にあたり適切な方を選任し、本人の支援をする制度です。本人の判断能力の状況によって「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があり、家庭裁判所が決定します。

▶任意後見制度

将来判断能力が低下してしまった時の備えとして判断能力が十分なうちに、あらかじめ自分が選んだ代理の方（任意後見人）と契約によって支援の内容を約束しておく制度です。

成年後見制度について詳しく知りたい場合は、区役所、区社協、地域ケアプラザ、基幹相談支援センター等で、パンフレット（右）を配布していますので、ご相談ください。

また、弁護士等の専門職団体等でもご相談を受け付けています。



◆重点項目<柱2-3>

身近な地域における権利擁護の推進

<柱2-3-1>

関係機関等と連携した権利擁護の推進

成年後見制度等の権利擁護を必要とする人が早期に発見され相談対応をしていくため、必要な広報等を各専門職団体・関係機関等と連携し実施します。また、制度を活用するにあたり、必要な制度・体制を整備します。さらに、自己決定の支援のために必要な取組を進めます。

主な取組

広報

- 成年後見制度等の権利擁護に関する制度について、各専門職団体・関係機関と連携し、支援者等に対する広報を推進（市・市社協）
- 対象者等にあわせたパンフレットや動画等を用いた広報媒体の作成（市・市社協）

中核機関の設置・ネットワーク構築

- 横浜型の中核機関及び地域連携ネットワークについて、他分野の会議体等を踏まえた体制の整備を検討（市・市社協）

申立て支援

- 成年後見制度利用支援事業について、本人及び親族申立ての際の、申立て費用の助成の検討（市）

権利擁護に関する取組

- 自己決定の支援のために、エンディングノートやあんしんノート等の取組の推進（市・市社協）
- 権利擁護事業を実施する区社協あんしんセンターへの支援、関係機関との連携等、区域の権利擁護事業推進に係る支援の実施（市社協）
- 障害者後見的支援制度などの、当事者を中心とした見守りネットワークの構築・拡充（市社協）

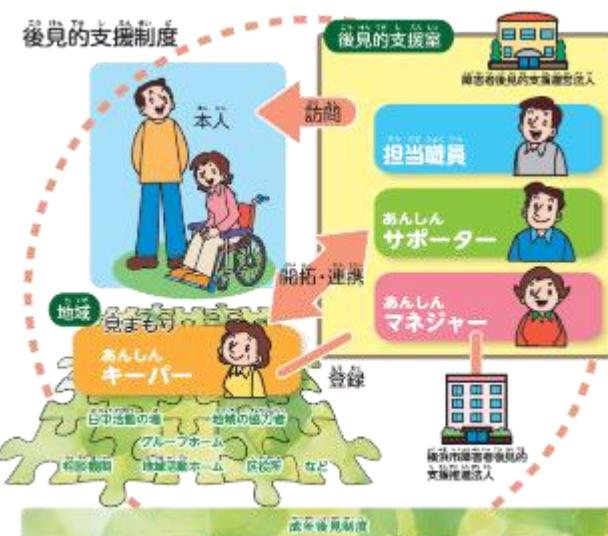
コラム 障害者後見的支援制度

横浜市障害者後見的支援制度は、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすために、横浜独自の制度として平成22年10月からスタートしました。

18歳以上の障害のある人が居住区の後見的支援室に登録して利用します。

▶後見的支援室では

- ①本人や家族から、本人の生い立ちや現在の生活の様子、家族が生活の中で配慮していること、将来の希望・不安などを伺い、本人や家族の想いに寄り添いながらこれからの暮らしと一緒に考えています。
- ②本人と日常つながりのある人を確認しながら、地域の方たちに「あんしんキーパー」として協力いただき、本人の暮らしを支えるネットワークづくりに取り組んでいます。



▶主な役割

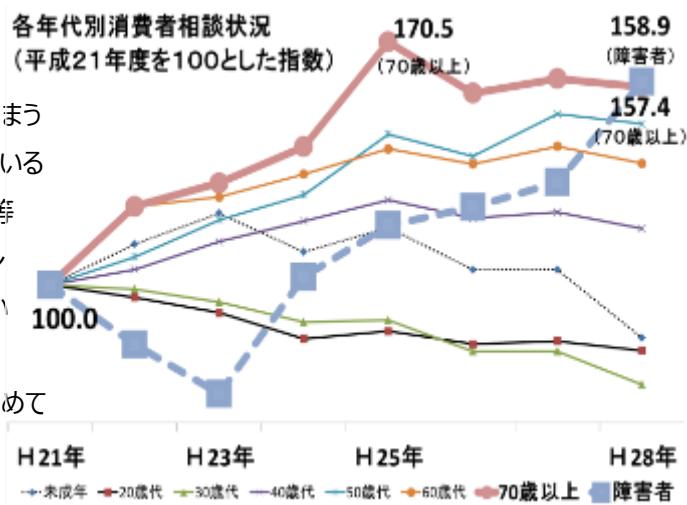
- ・「あんしんキーパー」 身近なところでさりげなく本人を見守る。
- ・「あんしんサポーター」 日中活動の場や暮らしの場など、本人のところへ定期的に訪問する。
- ・「あんしんマネジャー」 本人が望む暮らしをどのように支えていくかを考え、その暮らしが実現できているか定期的に確認する。
- ・「担当職員」 本人や家族にこの制度を伝えたり、あんしんキーパーとして協力していただく人を増やすなど、この制度を地域に広げていく。

コラム 高齢者や障害者に対する消費者被害を地域で防ぐ

横浜市消費生活センターでは、近年高齢者や障害者からの相談が急増しています。

また、誰にも相談できず次々と被害にあってしまうケースもあります。ご本人が消費者被害にあっていることに気付かない場合や、具体的な相談内容等としては、「知らない間に高額請求がきた」「クーリングオフについて知りたい」などの相談が多くなっています。

地域の中で、消費者被害に関する知識を深めてもらえるよう、消費生活推進員などが情報発信や出前講座を行っています。



◆重点項目<柱2-3>

身近な地域における権利擁護の推進

<柱2-3-2>

成年後見人等への支援の推進

成年後見人等として活動している親族、専門職、法人後見実施団体、市民後見人等からの相談に応じられるよう、専門機関や関係機関等が連携しながら、きめ細やかな支援を行う体制を整備します。

また、市民後見人、法人後見の実施団体等の育成及び支援等を実施し、成年後見制度を必要とする人に対し、適切な後見人等候補者を選択できるよう取組を進めます。

主な取組

中核機関の設置・ネットワーク構築

- 成年後見人等からの相談を受ける中核機関及び地域連携ネットワークについて、高齢者、障害者、子ども・若者等、様々な分野の会議体等を踏まえた、体制の整備を検討・実施（市・市社協）
- 成年後見人として活動している親族後見人等へ支援をする体制づくりの検討（市・市社協）

後見人の養成・支援

- 地域の権利擁護を担う市民後見人の養成・活動支援・受任促進（市・市社協）
- 法人後見を担う団体への支援（市・市社協）

コラム 法人後見支援事業

▶よこはま法人後見連絡会

法人後見の様々な受け皿を見出していく事を目指し、平成26年度から市内で活動する法人後見実施団体に参加を呼びかけ、情報交換や共通課題の協議の場を設けています。

▶成年後見制度利用促進に関するアンケート実施から、法人後見取組検討会開催まで

平成26年度から27年度に実施した制度利用促進アンケートの結果から、障害のある方の制度利用促進には、①障害当事者及び関係機関の制度への理解が不十分、②障害理解のある後見人等候補者の確保が必要という大きな2つの課題が把握されました。

課題①への取組としては、啓発用パンフレット

「障害のある方のご家族、支援者向け ご存じですか成年後見制度」

を平成28年度に作成し、家族会や支援者へ説明を行っています。

課題②については、「法人による後見人等受任」に対する高い関心

を受け、平成29年度より具体的な法人後見の実施や取組検討の場として「法人後見取組検討会」を障害福祉施設等の運営法人へ参加を呼びかけて平成30年1月に設置しました。検討会では現在、法人後見の実施に関する様々な可能性について議論を進めています。



コラム 市民後見人養成・活動支援事業

横浜市では平成24年3月に、『横浜市における市民後見人に関する検討委員会報告書～地域における権利擁護推進にむけた「市民後見よこはまモデル」の提案～』の中で、市民後見人の定義を定めています。

▶市民後見人とは

- ①地域に住む身近な存在として、法的に認められた権限をもって被後見人を見守り、支える役割を担う。
- ②被後見人の生活課題を解決するにあたっては、地域と連携して取り組み、地域福祉を推進する。
- ③成年後見制度や地域福祉に関する幅広い分野の知識や技術、活動上の倫理を身につけるため、横浜市養成課程の修了と所定の登録を必須とする。

市民後見の担い手を養成するため、横浜市市民後見人養成課程を行っています。養成課程では、専門知識や後見人としての倫理などの座学とあわせて、市社協の法人後見受任ケースへの同行などの実務実習も行っています。平成30年6月からは、第4期の養成課程を実施しています。

養成課程を修了し、横浜市市民後見人バンクに登録した方(以下、バンク登録者)が市民後見人として活動しています。

	第1期	第2期	第3期
実施年度	平成24～25年度	平成26～27年度	平成28年度
対象区	西区・緑区・青葉区 ※モデル区として実施	第1期での対象区以外の15区	鶴見区・西区・港南区・金沢区・栄区・泉区・瀬谷区 ※募集開始時点でバンク登録者の少ない区を対象
修了者数	44人	39人	12人

バンク登録者数	71人
市民後見人受任者数（終了者含む）	30人

市民後見人受任者およびバンク登録者に対しては、区役所や区社協と連携して、以下のような支援を行っています。

▶市民後見受任者への支援

- ・日常的な相談対応
- ・家庭裁判所への提出書類等確認
- ・受任者連絡会の実施
- ・受任者定期面談の実施

▶バンク登録者への支援

- ・サポートネットへの参加
- ・自主勉強会実施の支援
- ・全体研修の実施
- ・バンク登録者定期面談の実施

◆重点項目＜柱2-4＞

幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実

現状と課題

つながりづくりや連携を通した健康づくり

- ◆健康寿命の延伸の視点を取り入れた健康づくり・保健活動については、第3期区計画、地区別計画にも多く取り入れられています。住民主体の介護予防や健康づくり活動をきっかけとしたつながりづくりが身近な地域で進められ、社会参加の機会や生きがいづくりに発展している取組も多く見られます。
- ◆健康づくり関連の取組に関心が低く、健康づくりの取組等に参加していない層をはじめとした、予防への働きかけの工夫が課題となっています。
- ◆うつ病等、こころの病のある方は増加傾向にあり、自分の問題としてこころの健康の保持増進に努めていくよう啓発することが必要です。
- ◆健やかな生活を維持していくためには、予防の視点が大切であること、また、健康づくりは世代を問わず参加しやすいことから、引き続き健康づくりの取組を進めていく必要があります。

柱2-4-1

地域とのつながりづくりや連携を通した健康づくりの推進

目指す姿

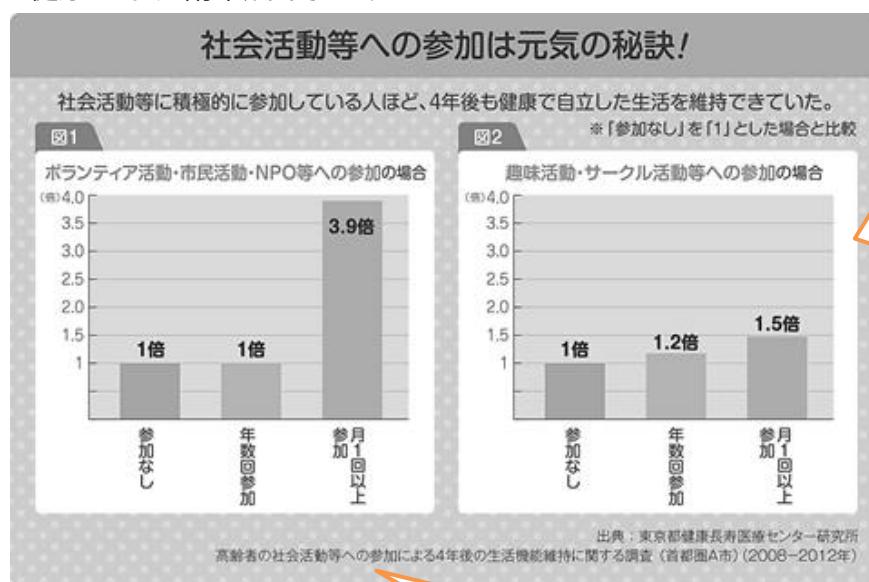
- ◇「自分が健康と感じている」という市民が増加しています。
- ◇健康寿命の延伸に向けた地域主体の取組が広がっています。
- ◇健康に関心が低い層等に向けた働きかけや地域とのつながりづくりの推進により、多くの市民が身近な地域での健康づくり活動に取り組んでいます。
- ◇様々な主体による地域づくり等の取組が進み、より多くの市民が参加することで、結果として健康にもつながっています。

イラストなど

コラム ソーシャル・キャピタルについて

ソーシャル・キャピタル（Social Capital）は、「社会関係資本」とも訳されますが、人と人との「つながり」を意味し、「お互いさま」「地域の力」「住民の底力」ともあらわされます。人ととのつながりが活発になること、つまり、ソーシャル・キャピタルが豊かであれば、住民の地域活動への参加も活発になり、地域の人間関係の豊かさと、地域活動の活性化とが好循環していきます。

また、ソーシャル・キャピタルは、健康にもよい影響を与えることが、さまざまな研究から明らかになっています。例えば、地域で開催しているサロンの参加者の健康維持だけでなく、サロンの運営に関わるボランティア自身の健康にも良い効果が出ています。



趣味やサークル活動を月1回以上楽しんでいる高齢者は、活動していない高齢者に比べて、4年後も元気な生活を続けていた人が **1.5倍** 多かったという結果が出ています。



ボランティアなどの地域活動に月1回以上参加している高齢者は、参加していない高齢者と比べて、4年後も元気な生活を続けていた人が **3.9倍** 多かったという結果が出ています。



◆重点項目<柱2-4>

幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実

<柱2-4-1>

地域とのつながりづくりや連携を通した健康づくりの推進

全ての世代の市民が年齢や病気の有無に関わらず、それぞれの健康状態に応じて、運動や食事、睡眠等の生活習慣を整え、自分自身の健康づくりに継続して取り組めるように支援します。

また、健康づくりと地域でのつながりづくりや支えあい活動を関連させながら推進していくことで、より多くの、また幅広い層の人々に健康づくりの意識の定着をはかり、活動を広げていきます。

主な取組

身近な地域での健康づくりの推進

- 老人クラブ（シニアクラブ）や子育てサークル等と連携した健康づくり講座や、健康づくりを推進するボランティアの育成を通じた住民の生活に身近な地域での健康づくり事業の推進（市・社協）
- 保健活動推進員や食生活等改善推進員等と連携した身近な地域での健康づくり活動の推進（市）

活動団体・活動者支援

- 保健活動推進員や食生活等改善推進員等の健康推進に関わる地域の人々が、健康課題の変化や地域の課題に合わせて役割を担えるような情報提供や研修開催等による支援（市）
- 保健活動推進員や食生活等改善推進員等の活動の幅がさらに広がるための地域や様々な分野の活動団体とのつながりづくりの支援（市）
- 地域での仲間づくりやつながりづくりを通した健康づくりを定着化するための組織化支援（市・市・社協）
- 幅広い世代が参加している等、活動の特徴を生かして、多世代交流事業や見守り事業につなげるよう、発展の可能性を検討し、活動を支援（市・市・社協）

取組の見える化

- 地域での取組や府内連携での取組等、活動の参考となるような具体的な取組事例の紹介（市）

広報・啓発

- 乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに合わせた病気の予防的視点を持って、運動や食事、睡眠等の適切な生活習慣を整えていくよう、働き世代には、企業等との連携、子どもと養育者には、地域子育て支援拠点や教育機関等との連携による周知（市）
- 疾病の早期発見のために、特定健診やがん検診等の定期的な受診の勧奨（市）
- 様々な分野の活動者に向けた、人や地域とのつながりと健康づくりの考え方の広報（市）
- 企業や社会福祉法人等への働きかけなど、多様な方法での幅広い市民に向けた健康づくりの浸透（市）
- こころの健康について、症状が深刻化する前の段階での見守りや受診行動につながるような地域での理解促進（市）

進、セルフケアの推進、自殺対策など、必要な取組が進むよう市民に向けた広報(市)

コラム 元気づくりステーション

▶元気づくりステーションとは

地域の中で介護予防・健康づくりに取り組むグループ活動であり、体操、筋トレ（ハマトレ等）、ウォーキング、認知症予防、口腔機能向上、栄養改善など様々な活動を行っています。自治会町内会館、団地集会場、公園、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）など、歩いて行ける身近な場所で、主体的・継続的に活動しています。

元気づくりステーションに人が集うことで、地域の仲間の輪が広がります。区役所保健師等が活動の立ち上げや継続のためのお手伝いをしています。また、加齢に伴い、たとえ虚弱になっても通い続けることができるよう、リハビリテーション専門職と連携し、プログラムの工夫等の提案も行っています。

平成30年3月9日現在 279グループが活動しています。



コラム よこはまウォーキングポイントの活用事例

よこはまウォーキングポイント事業は身近なエリアの商店街や地域ケアプラザに歩数を読み込むリーダーが設置され、単に歩くだけではなく、外出の機会や地域におけるつながりづくりなど、コミュニケーションのツールとしても利用されています。

地域で活動する保健活動推進員や食生活等改善推進員等の方々がこの事業を積極的に市民に促し、地域への浸透に貢献してきました。特に、保健活動推進員は「ウォーキングによる健康づくり」をテーマに掲げ、地域で体力測定会や正しい姿勢の歩き方の講座などにも取り組み、歩数計を持つだけではなく、ウォーキングを楽しく、継続し、健康づくりに役立てもらうよう工夫しています。

「働き・子育て世代（成人期）」の健康づくりでは、運動をはじめとした生活習慣の改善が課題となっています。ウォーキングポイント事業は仕事をしている人も取り組めるよう、事業所単位での参加ができる仕組みとなっています。歩数計を持つことをきっかけにコミュニケーションが活発になるなど健康づくりに取り組む動機付けに役立っています。従業員の健康づくりに取り組む企業等が増え、活気がでることで、住んでいる人も街も元気になります。



◆重点項目<柱2-5>

支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり

現状と課題

施策の推進

- ◆市計画の推進を通じて、支援が届く仕組みづくりに向けた事業を実施してきており、各区で地域に合わせた見守り体制・支援体制づくりが行われています。
- ◆これまでの取組から見えてきた課題や必要事項を整理し、情報の活用方法や適切な取り扱いの周知、参考となる事例やノウハウの提供、事業の見直し検討、個別課題から地域課題への確な支援につながる仕組みづくり等を進めていく必要があります。

柱2-5-1

必要な支援が届く仕組みづくりに活用できる施策の推進

目指す姿

- ◇住民と関係機関が事業の実施を通じて協働の経験を積み重ね、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野・対象を問わず困りごとを抱えた人を早期に発見する取組が充実しています。
- ◇個人情報が正しい理解のもと、適正かつ効果的に活用され、必要な見守り・支えあい活動が活発に実施されています。

イラストなど

コラム 個人情報保護法改正

平成29年5月30日に改正個人情報保護法が施行されました。

これまで、法律の適用対象は、5,000件を超える個人情報を取り扱う事業者に限定されていましたが、法改正により、取り扱う個人情報の数にかかわらず名簿等を取り扱っている事業者には個人情報保護法が適用されます（営利・非営利を問わないため、自治会町内会、地区社協、NPO法人なども対象になります。）。

個人情報保護法は、個人情報の「保護」と「利活用」のバランスを図るための法律です。ルールに従って適切に取り扱っていれば特に問題はありませんが、この機会に、個人情報の取扱いについて、ルールを確認することが必要です。

1 個人情報を取得するときは、使用目的を決めて、本人に伝えること。

2 個人情報は、決めた目的以外のことには使わないこと。

3 個人情報を第三者に渡すときは、本人の同意を得ること。

4 「要配慮個人情報」※は、本人の同意を得て取得すること。

※個人情報のうち、「人種、信条、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、障害、健康診断・検査の結果、医師等からの指導・診療・調剤が行われたこと、刑事事件・少年の保護事件に関する情報等」のこと。

5 本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」には応じること。

6 取得した個人情報は安全に管理すること。

7 苦情の申し出に対応すること。

横浜市市民局市民情報課のウェブページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/>

個人情報保護委員会のウェブページ <http://www.ppc.go.jp/personal/contact/>

◆重点項目<柱2-5>

支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり

<柱2-5-1>

必要な支援が届く仕組みづくりに活用できる施策の推進

身近な地域で困難を抱えている人に必要な支援が届く体制を構築するため、事業や施策等を推進します。

主な取組

仕組みづくり

- 事業・施策を活用した、見守り・支援が必要な人の早期発見・課題解決のための支援や協働（市）
- 地域活動者等が安心して活動するために、地域を「丸ごと」[※]支える包括的な相談・支援を推進（市）
- 行政等から地域に提供される情報を地域支援に活用していく手法の提示（市社協）
- 実践を通じた地域支援や地域における個別支援のノウハウの集約と提示（市社協）

実践事例・データの整理と提供

- 実践事例、根拠法令、国等の検討状況など実践に生かせる情報が取得できるポータルサイトの検討・実施（市社協）

取組の見える化、情報提供

- 地域の会議や取組を活用した、情報交換や課題解決に向けた話し合いや役割の確認が円滑に行える機会づくりについて、地域と支援機関が検討するための先行事例の情報提供（市）

個人情報の取り扱い周知

- 地域活動における個人情報の正しい理解、取り扱い方及び活用の周知（市・市社協）

*「丸ごと」については第1章5頁参照

コラム 個人情報の取扱について

法改正を受け、横浜市では、会員名簿の作成や地域での要援護者の把握を例に、個人情報保護法に沿った取扱いについて説明する「自治会町内会向け個人情報取扱い手引」を作成しました。この手引は、地域で活動する皆様にご活用いただいています。

個人情報の保護は必要ですが、過度の対応は、地域のつながりを弱くし、地域の活動や災害時の助けあいなどに支障をきたします。個人情報は、適正な管理を行うとともに、いざという時のため、有効に活用することが必要です。

第2章

推進の柱3

幅広い市民参加の促進、

多様な主体の連携・協働の

推進

推進の柱3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進

<柱3-1> 幅広い市民参加の促進

3-1-1	地域でつながる機会の拡大
3-1-2	社会参加等につながる多様な選択肢の検討・実施

<柱3-2> 多様な主体の連携・協働による地域づくり

3-2-1	社会福祉法人の地域貢献の推進
3-2-2	企業、NPO、学校等との連携強化

<柱3-3> 幅広い市民参加、多様な主体の連携・協働を促進するための環境づくり

3-3-1	新たな活動の立ち上げや継続するための支援策の提供
-------	--------------------------

推進の柱3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進

◆重点項目<柱3-1>

幅広い市民参加の促進

現状と課題

地域でのつながりづくり

- ◆2025年には、「団塊の世代」が75歳以上になり、あわせて少子化、世帯の小規模化が進行し、支援の必要な高齢者は増え、担い手の割合が少なくなります。
- ◆現在、地域にある複合的な課題や、少子高齢化・人口減少を踏まえると、引き続き地域福祉保健活動の裾野を広げる取組が必要です。
- ◆多様な世代や様々な状況にある人が地域でつながり、日々の暮らしの中で、地域の活動に触れ、その大切さをより自然に意識できるような仕掛けや働きかけが必要です。

社会参加等につながる多様な選択肢

- ◆これまでの市計画の推進により、保育所や学校、地域子育て支援拠点等と連携した地域と子ども・子育て世代のつながりづくりや、健康づくりを通じた地域活動への参加促進、元気なシニアを対象とする取組など、様々な世代が地域でつながり、地域での活動に関心を持てるような取組が増えています。また、子どもを対象とした取組では、事業等に参加した人達が担い手として戻ってくるなどの好循環が見られる事例もあります。
- ◆取組が一度きりであったり、参加者が固定化している等の課題もみられるため、これまで地域福祉保健活動に関わってこなかった人でも、継続して参加しやすい環境をつくることが必要です。例えば高齢者の中でも、人によって参加の意欲やモチベーションのあり方も違うことから、多様な価値観に合わせた参加の仕掛けが必要となります。

柱3-1-1	柱3-1-2
地域でつながる機会の拡大	社会参加等につながる多様な選択肢の検討・実施

目指す姿

- ◇地域住民が地域活動とつながる機会が増えており、子どもの頃から地域で見守られ、育つ視点を大切にした取組が増えています。
- ◇対象や一人ひとりの価値観に合わせて、社会参加の機会や地域福祉保健活動へ参加するための選択肢が検討・提供されています。

コラム 学校・地域コーディネーターの取組

教育委員会では、地域が学校を支援する仕組みづくりを進めることを目的に、平成19年度より、地域と学校をつなぐ役割を担う「学校・地域コーディネーター」の養成に取り組んできました。

平成29年3月には、地域による学校支援にとどまらず、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」の円滑な推進を目指し、社会教育法の一部が改正されました。

横浜市においても、横浜の教育が目指す人づくり「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」を実現するため、「地域学校協働活動」を推進していきます。

Q 「地域学校協働活動」とは？

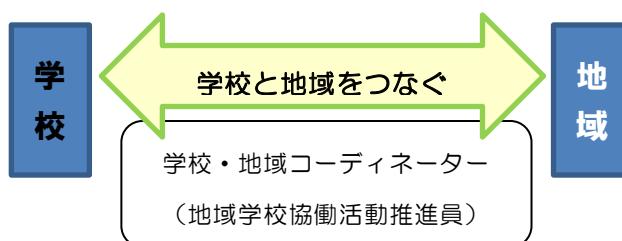
A 地域の方々、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

Q 具体的な「地域学校協働活動」の内容は？

A 学習活動支援、学びによるまちづくり、地域課題解決型学習、学校周辺環境整備等です。

平成29年度末現在、市内の市立学校509校のうち、236校に「学校・地域コーディネーター」が配置され、それぞれの地域や学校の実情に応じた活動を進めています。

改正された社会教育法においては、「教育委員会は、地域学校協働活動の円滑な実施を図るため、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。」と書かれています。横浜市では、すでに学校・地域コーディネーターが、「地域学校協働活動推進員」の役割を果たしていますので、平成30年度から、現在の学校・地域コーディネーターの方を、「地域学校協働活動推進員」として教育委員会から委嘱し、「地域学校協働活動」の中心的な役割を果たします。



◆重点項目<柱3-1>

幅広い市民参加の促進

<柱3-1-1>

地域でつながる機会の拡大

地域住民同士が多様性を理解し、立場や背景を超えて子どもの頃から切れ目なく地域の中でつながることができるよう、これまでの取組を生かしながら、場や機会を広げていきます。

主な取組

子どもの頃から地域と関わる取組の推進

- 地域子育て支援拠点や保育所、幼稚園等と地域が連携した、子ども・子育て世代が地域とつながるための取組の推進（市・市社協）
- 地域による学校への支援という一方向の関係にとどまらず、地域と学校が一体となって連携・協働するという双方向の関係に発展させ、学校・地域コーディネーター等のコーディネート機能を強化した小学生・中学生・高校生の社会参加の促進及び学校と地域との協働を推進（市）
- 学校運営協議会等の仕組みを活用し、地域と小学校・中学校が目標や課題を共有し、協働することで、より良い地域社会を実現するための支援策の検討（市）
- 子ども食堂や学習支援、地域のフリースペースなど、子どもの居場所の実態把握と拡充支援（市社協）

様々な世代における地域とのつながりの推進

- 就学前も含め、子どもの頃から地域とつながる機会を増やすだけでなく、親世代や親子、就労世代や退職後の方などが一緒に参加し、継続して地域とつながりを持つもらうための支援（市）
- 地域住民が世代や立場を超えて地域でつながれる機会や、誰もが集まる地域の居場所などの情報を集約し、利用者が担い手として地域に関わるようになった事例など、その意義や効果を含めて情報を発信（市社協）

広報・啓発

- 一人ひとりが活躍する場の提供に向けた支援策の実施（市）
- 様々な人に興味をもってもらい地域活動に参加してもらうため、支援機関における広報等での啓発（市）
- 学校・地域コーディネーターが円滑に地域と関わりを持つため、学校・地域コーディネーターが行っている取組について、関係区局による地域へ向けた理解促進及び啓発（市）

コラム こども食堂がつむぐ「地域のきずな」（戸塚区）

ほかの地区で父子家庭の小学生の子どもが学童終了後に面倒を見てくれる人がおらず、夜遅くまでご飯も食べられずひとりぼっちで過ごしているという話を聞いた民生委員さんが、自分たちの暮らす地区にも困っている親子がいるのではないかと話し合い始めました。

「あったかく」て「おうちの雰囲気」を感じてもらいながら安心して過ごせる場所を提供しようと、地区の民生委員さん、主任児童委員さん、ボランティアさんたちが検討委員会を立ち上げ、町内会、区役所の関係課、地区連合自治会との話し合いを何度も重ねながら、「かしおのこども食堂」が誕生しました。

居場所を必要としている子どもたちが身近に行ける場所、そして、行くことで地域の中に「つながり」がつくれる場所、そんな強い思いから住民の方が自宅の一部を提供してくださり、今では安心感のある家庭的な雰囲気で過ごせる居場所になっています。

居場所には、毎回 80 名以上の地域の方が集まります。乳児を連れた親子・小中学生から一人暮らしの高齢者まで多くの方が一緒に食卓を囲むことで、お互いに緩やかに見守りあう状況が自然と生まれました。

現在は、自治会長や役員の方を中心とした「かしおのこども食堂支援プロジェクト」が立ち上がり、一軒一軒訪問しながら居場所の説明と活動資金を集めるための募金活動などを行っています。



コラム みんなのまつり・みんなの食堂～第4地区社会福祉協議会～（西区第4地区）

16の自治会町内会で構成される西区第4地区では、地区社協主催の行事「みんなのまつり」を年1回開催しています。地区内小学校の体育館を会場に、各自治会町内会や活動団体の取組を紹介する「パネルひろば」、手作り手芸品・お菓子などの販売、地域作業所のブース、子育てひろば・読み聞かせなど盛りだくさんの内容です。親子が遊べるスペースを増やしたこと、若い家族の参加も目立つようになり、様々な世代の地域住民の交流が図られています。

また、学校の長期休み（春・夏・冬休み）には、自治会町内会や活動団体が各町内会館や小学校の調理室などを会場に持ち回りで「みんなの食堂」を実施。キヤッチフレーズは、「みんなで食べればおいしいよ！こどもも大人もみんな集まれ！」。子どもの頃から地域の大人・高齢者とつながる機会をもつことで、例えば「認知症の高齢者への支援」という一般論ではなく「『みんなの食堂』で一緒にご飯を食べ、面倒をみてくれた近所の高齢者に何らかの支えが必要になったら、私は何ができるだろう」と自然に考えられる地域を目指しています。

このように、第4地区では様々な取組に「みんなの～」と名付け世代を問わず「みんな」が参加・交流できるような場や機会づくりを進めています



<柱3-1-2>

社会参加等につながる多様な選択肢の検討・実施

区役所・区社協・地域ケアプラザが、地域において社会参加や地域活動への参加などの目的に合わせ、様々な視点で参加メニューを工夫し、多様な価値観にあわせた選択肢を検討・提案できるよう支援します。

主な取組

多様な選択肢や手法の提案

- ボランティア活動を通じた社会参加プログラムの検討と支援メニューとしての提案（市社協）
- 趣味やスポーツなど実施内容だけではなく、曜日や時間帯、所要時間、対象の活動性など、様々な視点での参加メニューを既存事例も含めた情報の集約・提供（市社協）
- 既存の選択肢に加えて、関係機関と連携し、アプローチや参加方法など多様な価値観にあわせた様々な選択肢を検討・提案（市）
- 地域に対し、多様な選択肢から社会参加等につながり、地域活動の担い手へ至るプロセスや支援手法についての情報の集約と支援メニューとしての提案（市社協）
- 学校や社会福祉施設などの地域に根差した施設が、より地域との関係を深め、地域に関心をもってもらうための支援（市）

広報・啓発

- 多様な情報を発信し、様々な人が目にする機会を設けるための手法（SNS、ホームページ等）の検討・実施（市）
- 関係局課が連携し、幅広い市民への情報提供に加え、会社をリタイヤする前などの特定の年代に向けた社会参加へのさらなる啓発（市）
- 日頃は支えられている人も他者を支える人になるなど、あらゆる人に役割があることを伝える事例の集約と発信（市社協）

コラム 多様な選択肢の検討・実施についての取組（リビング・ラボ）

港南区社協では、平成17年から実施している「男のセカンドライフ大学校」等の取組を通して、主に定年後の男性の地域参加を進めてきました。仕事などで培ってきた知識や技術をぜひ地域づくりに生かしてほしいと、様々なプログラムを提案し参加のきっかけづくりを行ってきましたが、参加者数の伸び悩みなどもあり、新たな働きかけが必要ではないかと感じていました。

その中で、検討を始めたのが（株）ビデオリサーチ社・桜美林大学老年学総合研究所と連携した「リビング・ラボ」の手法です。リビング・ラボとは、地域の課題解決につながる企業サービスの改善や商品開発などに向けて、住民や企業、関係機関等がともに知恵と力を出し合う取組です。港南区社協は、誰もが暮らしやすい地域づくりに参画するための多様な入口（選択肢）のひとつとして、リビング・ラボに期待し試行を重ねています。

▶男性が行きたくなる商業施設とは？【ダイエー港南台店】

企業や関係機関、参加者が一同に会し「地域男性の孤立を防ぐ居場所となり得る可能性はあるか」「あるとよいサービスは何か」など、話し合いを行いました。参加した男性からは「自分の感じている課題が率直に言えました。これからも住み続ける港南台がよくなるために、今後も積極的にこの取組に参加したい」という声も聞かれました。



コラム 市民協働・共創スペース

新市庁舎1階に設置される市民協働・共創スペースは、NPO・市民活動団体、大学・研究機関、企業などの多様な主体と行政が手を携えて、横浜市全域にわたる地域活動の解決や魅力ある地域づくりのための新たな拠点として、多様な主体が相互に交流できるような対話と創造の「場」を提供し、ゆるやかなプラットフォームを生み出していくことを目指します。

イラスト等

◆重点項目＜柱3-2＞

多様な主体の連携・協働による地域づくり

現状と課題

社会福祉法人の地域貢献の推進

- ◆社会福祉法人は、これまで施設運営や事業・サービス提供を通じて住民の暮らしを支えてきました。また、地域に根ざした法人の中には、住民とともに地域活動に取り組んできたところも多くあります。
- ◆社会福祉法の改正等により、社会福祉法人は公益性・非営利性を備えた法人として、地域貢献への期待が高まっています。各法人・施設が地域に開かれ、施設利用者を含めて地域とつながるとともに、地域ごとのニーズに合わせ、運営施設や実施事業の特徴を生かしながら取組を進めていくことが重要です。

企業、NPO、学校等との連携強化

- ◆第1期市計画以降、地域福祉保健に関わる施設や企業等との連携・協働による取組が推進されており、住民・住民組織との交流やイベント、地域行事への参加等は多くの区で取り組まれています。
- ◆企業や施設との連携による見守りのネットワーク構築や食料支援（フードバンク等の取組）などが複数の区で取り組まれるようになってきており、課題への対応の幅が広がってきています。
- ◆連携による地域活動が広がりを見せる一方で、継続性・一貫性が課題となっている地域もあります。
- ◆今後も複雑・多様化する地域の課題を早期に発見して支援につなげ、住民の生活を地域で支えていくためには、地域にある様々な「主体」がそれぞれの役割や特徴を最大限発揮しながら、連携・協働した取組を一層進めていくことが必要です。

柱3-2-1	柱3-2-2
社会福祉法人の地域貢献の推進	企業、NPO、学校等との連携強化

目指す姿

- ◇住民・住民組織と地域にある社会福祉法人等の施設、企業、NPO、学校等、多様な主体が、それぞれの強みや経験を生かしながら、地域の課題に対して連携・協働する取組が広がっています。
- ◇地域の多様な主体と連携を図りながら、困りごとを抱えている人も含め、すべての人を対象とした社会参加や就労体験の場が身近な地域に確保されています。

コラム 「てのひら食堂」～社会福祉法人横浜愛隣会「更生施設 民衆館」（南区）～

「民衆館」は、様々な理由によって単身で生活することが難しくなっている方をサポートし、自立に向けた支援を行う入所型施設です。戦前から被災者や失業者・生活困窮者などの支援のため運営していた簡易宿泊所を前身とし、昭和58年に社会福祉法人としての認可を受け、以降、生活保護法の更生施設としてさらなる支援を続ける歴史ある施設です。

民衆館では生活困窮者支援は行っているものの、子どもたちを支援する取組に携わったことはありませんでした。しかし「子どもの貧困」への取組として子ども食堂を開設できないかと南区社協に相談し、地域のボランティアグループ、地域ケアプラザ、町内会長、母子生活支援施設なども交えた検討会を実施しました。検討の中ではその必要性を確認しながらも、「貧困層を想定すると、周囲の目が気になり参加につながりにくいのではないか」と懸念する意見もあり、誰でも参加できる「居場所」を目的とした「てのひら食堂」を月1回開催することになりました。広く間口をあけ、参加した子どもたちの中から支援が必要な世帯の発見を目指すことにします。

民衆館が提供できるのは施設（厨房・講堂）、調理スタッフ、資金などですが、一方で子どもの対応に慣れたスタッフや地域食堂運営の経験は不足しています。そこでノウハウのある地域ケアプラザや地域のボランティアグループ、母子生活支援施設と共に活動を共催という形をとりました。さらに、毎月第3土曜日にそれぞれ活動をしているグループがあつたことから、「てのひら食堂」は第1土曜日に開催することに。今では地域ケアプラザの働き掛けもあり、団体同士のつながりによって「地域のどこかで毎週土曜日に同じ時刻、金額で食堂が開かれている」という状況を提供して、さらに地域に根付くよう工夫をしています。

当初の予想より、多くの参加を得て取組の手ごたえを感じています。
また、取組を通して生みだされたネットワークを生かし、数年後には
学習支援など新たな展開につながることも期待されています。



◆重点項目<柱3-2>

多様な主体の連携・協働による地域づくり

<柱3-2-1>

社会福祉法人の地域貢献の推進

社会福祉法の改正により、改めて地域福祉の担い手として期待される社会福祉法人・施設が、その特徴や専門性を発揮して地域貢献活動に取り組めるよう支援します。

主な取組

周知・啓発

- 地域の活動団体と社会福祉法人が連携・協働するメリットの周知(市)
- 地域ニーズを把握するためのデータの提供や、市内外の取組事例の紹介等による取組支援(市)
- 市社協の会員施設の種別ごとの部会や研修など、様々な機会を通じた地域貢献活動の意義や必要性の周知(市社協)

取組の見える化

- 市内の社会福祉法人・施設が取り組む地域貢献活動の事例発表会の開催及び事例集の作成による取組の促進(市社協)

検討の場

- 地域協議会の設置による地域と社会福祉法人が地域の福祉ニーズと共に検討する機会の促進(市)

実態把握・コーディネート

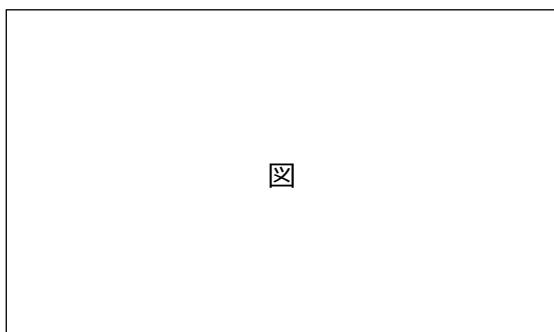
- 社会福祉法人・施設による地域貢献活動事例の調査（市社協）
- 社会福祉法人・施設の地域貢献活動において市域共通で取り組む課題の整理と社会福祉法人・施設への提案(市社協)
- 区社協と連携し、地域と社会福祉法人・施設とのコーディネート（市社協）
- 地域と社会福祉法人・施設の連携による地域課題を解決する取組の拡充(市社協)

コラム 大規模災害時における法人・施設の相互支援体制の整備

横浜市では大規模な災害が発生した場合、福祉避難所（※）を開設し要援護者の受け入れを進めることになります。この避難場所が円滑に運営され、必要な支援が必要な人に届くようするためには、横浜市や各法人・施設の相互支援体制づくりを進める必要があります。

※福祉避難場所＝地域防災拠点での避難生活が難しいと判断された方を受け入れる避難場所。高齢者・障害者・児童福祉施設、地域ケアプラザなどのうち横浜市と協定を締結している施設で、市内に約500か所がある（平成30年3月現在）

この体制づくりのために、横浜市社協高齢福祉部会と横浜市で検討・協議を重ね、以下の取組について検討を行っています。



▶相互支援体制

- ・福祉避難所となる施設の被災状況等を共有するシステムづくり
- ・必要な物資等の情報共有と提供
- ・応援福祉人材のマッチング
(市内もしくは他都市からの福祉専門職の受入れ)

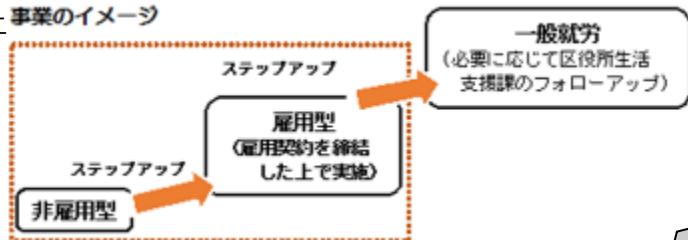
コラム 生活困窮者自立支援制度における就労訓練事業（いわゆる中間的就労）

働くことに自信を失ってしまった、仕事が長続きしない、働いたことがなくて不安…、このような状態にあると就職活動やすぐに働くことが難しいこともあります。

就労訓練事業は、企業やNPO法人、社会福祉法人等がそれぞれの専門性と強みをいかして実施する自主事業です。非雇用型と雇用型の形態があり、非雇用型は訓練の場を提供し、働くために必要なスキルの習得や職場環境への適応の調整等、就労に向けた支援を行っています。雇用型では勤務時間や勤務日数、仕事内容等、ご本人の状況に配慮した就労の場を提供しています。

長期離職により自信を失い求職活動になかなか踏み込めなかった方が、事業所の方々の理解により、本人のペースで訓練を続けることができ、働くことへの自信を取り戻しました。

その結果、求職活動に取り組むことができ、現在は正社員として働いています。
このように就労訓練事業は、働く意欲の向上や職場の中で社会とのつながりを感じることができ、就労に向けた次のステップに自信を持って進むための支援となっています。



◆重点項目<柱3-2>

多様な主体の連携・協働による地域づくり

<柱3-2-2>

企業、NPO、学校等との連携強化

複雑化・多様化する地域の課題に対応するために、企業、NPO、学校等、地域にある様々な主体が住民・住民組織と連携・協働し、それぞれの強みを最大限に発揮できるよう支援します。

主な取組

情報発信・共有

- 市内外の企業による取組事例や様々なデータの提供等による多様な主体と地域がつながるための取組支援(市)
- 地域と多様な主体が既に協働している先進事例を各地域に周知する場や手法の検討・実施(市)
- 地域との協働を推進するため、高齢者、障害者、子ども・若者等の各分野で設置されている既存のコーディネーターの業務や役割の周知(市)

学校と地域の連携・協働

- 学校運営協議会と地域学校協働本部を両輪とした学校と地域の連携・協働の推進(市)

連携・協働に向けたコーディネート支援

- 一般就労と福祉的就労の間に位置する中間的就労や社会参加の場、食支援、見守り活動等、企業の強みを生かした社会貢献のコーディネート支援(市・市社協)
- 企業・NPO・学校等の福祉に限らない多様な取組をきっかけとし、最終的に地域福祉保健活動や地域づくりにつながる仕掛けづくり・コーディネートの促進(市)
- 企業の社会貢献事例の集約と発信(市社協)
- 区域を超幅広く活動する団体との連携・協働に必要な調整(市社協)
- NPOと地域、関係機関が連携した生活課題、地域課題への対応事例の集約と発信(市社協)
- 学校と地域、関係機関が連携した不登校や引きこもり等への対応に向けた検討・実施(市社協)
- これまで福祉との関わりが少なかった身近な施設による子ども食堂の実施や、交通企業との連携による移動支援など、新たな主体、新たな手法による連携事例の集約と発信(市社協)

モデル事業等の実施

- 社会的な課題や地域課題への解決に向けた住民と企業が連携した取組など、多様な主体の連携に係る新たな事業の試行実施(市社協)
- 市域で取り組む課題の明確化とその対応に向けた市域ネットワークの構築(市社協)

コラム 福祉有償運送の取組

福祉有償運送は、N P O 法人等が他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の会員に対して、乗車定員11人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うものです。

※平成28年1月、福祉有償運送に係る事務・権限が国から横浜市に移譲されました。

▶利用対象者

次のア～エに当てはまる方で、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方で、あらかじめ利用者として登録されている方及びその付き添い人です。

- ア 身体障害者の方 イ 要介護認定を受けている方
- ウ 要支援認定を受けている方 エ その他の障害を有する方

▶実施団体

特定非営利活動（N P O）法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、営利を目的としない法人格を有しない社団（自治会・町内会等）のいずれかです。

コラム フードドライブ等食支援の取組（保土ヶ谷区）

保土ヶ谷区社協では、複雑化・多様化する相談が増える中で、生活福祉資金貸付などをはじめとする事業による直接的な支援に限界を感じると同時に、「食に困っている」という既存のサービスや制度だけでは対応ができないニーズがあることを把握しました。

先駆的に食支援を実施している団体の話を聞き、区社協での食支援を考え、まずは団体と連携することで相談者へ食糧を渡すことができるようになりました。また、支援ができることで相談も増えたことから、新たな食支援の仕組の必要性を地域に発信して理解者や協力者を拡大し、地区社協による「フードドライブ」の取組につなげました。

さらに、区役所が企業に実施しているアンケートで「余った食品の提供可」と回答した企業や、社会貢献活動に力を入れている施設に、区社協が協力を呼びかけました。その結果、企業からは余剰食品の寄付をいただいたり、特別養護老人ホームからは災害備蓄品(賞味期限前の品)を提供いただく仕組みを整え、食糧を確保しています。

明日の食べ物にも困るような世帯からの相談に対し、家庭や企業などから食品を持ち寄ってもらい、支援を必要としている人たちに届ける仕組みに発展しています。

チラシ等

◆重点項目<柱3-3>

幅広い市民参加、多様な主体の連携・協働を促進するための環境づくり

現状と課題

活動の活性化のための環境づくり

- ◆地域では、多くの市民が地域福祉保健活動に取り組んでいますが、担い手の負担増や財源の問題、取組内容の停滞などにより、継続が難しくなっている活動も少なくありません。幅広い市民参加を促進しながら、組織的な活動につなげ、継続、発展させていくことによって、地域福祉保健活動の裾野を広げていく必要があります。
- ◆多様な主体による地域活動や地域づくりにおいて、先駆的に取り組まれている事例の中では、地域の課題やニーズに基づくものであること、活動の中で、主体それぞれの特徴が生かされていることが重要な要素となっており、これから地域活動に取り組む団体等へ情報を発信していく必要があります。

柱3-3-1

新たな活動の立ち上げや継続するための支援策の提供

目指す姿

- ◇助成金、資金確保の手法、ノウハウなど、活動の立ち上げ・継続に必要な支援策の整備が進むとともに、その具体事例の情報が支援に活用されています。
- ◇地域の課題やニーズに合わせて多様な主体間をつなぐ機会や場が創出されています。

イラストなど

コラム 寄付文化の醸成

よこはまに暮らす市民として、よこはまで事業を営む企業や活動する団体として、誰もが安心して自分らしく暮らせる“まち”をみんなで創っていくことにそれぞれの立場でできること、そのひとつが寄付です。

横浜市社協では市民や活動団体・企業などに寄付の使途や成果をわかりやすく伝え、寄付が支え合いの活動のひとつであることを市民に広め寄付文化の醸成に取り組んでいます。

▶寄付先についての紹介

・善意銀行：

個人・団体からの善意の寄付（金銭と物品）をお預かりし、市内の当事者団体・社会福祉施設、地域福祉活動団体などに配分することにより、皆さまの善意を広げていく事業です。寄付金は善意銀行配分委員会での審査を経て配分され、地域の福祉活動の推進に役立てられています。

・よこはまあいあい基金：

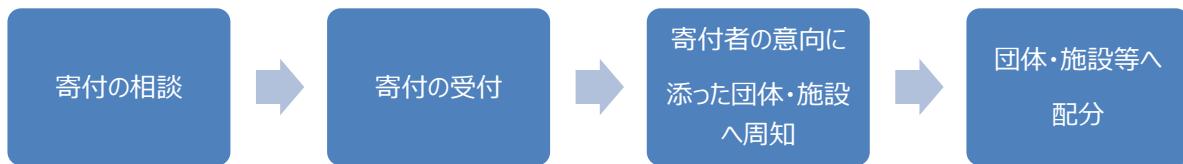
自分達の地域を支え合うために作られた市民活動を応援するために1992年に創設されました。基金から生み出される果実（利子）と寄付でボランティア活動等の団体に助成を行っています。

・障害者年記念基金：

1981年の国際障害者年を記念し、障害者の自立と社会参加の実現を目指して、「障がいのあるなしに関係なく、誰もが自分らしく暮らしていきたい！」という願いが込められ設立されました。

・福祉基金：

1982年に創設され、横浜市社協が行う自主事業に活用されています。



◆重点項目<柱3-3>

幅広い参加、多様な主体の連携・協働を促進するための環境づくり

<柱3-3-1>

新たな活動の立ち上げや継続するための支援策の提供

新たな活動の立ち上げや継続的に活動を実施していくための支援策を、活用事例等を踏まえて必要な人に提案します。

主な取組

支援策の提供

- 区役所と協働し、団体が自立し活動していくために必要な資金確保の手法、事例情報、ノウハウなどの支援策の提供(市)
- 活動団体等が様々な活動に取り組めるよう、新たな手法（ソーシャルインパクトボンド(SIB)[※]等）等、財源獲得を含む課題解決手法の検討・情報提供・提案（市・市社協）
- 寄付金の生かし方や目的別の寄付方法の周知等を通じた寄付意識の醸成（市社協）
- 活動団体等が長期にわたって活動継続するため、他団体や社会貢献活動を行っている企業との連携・協働による課題解決策の提案（市）
- ニーズにあわせた助成金制度の見直し(再掲)（市社協）
- 活動の組織化における支援策の活用事例の集約と情報提供（市社協）
- 市社協の会員組織としてのネットワークを活用した地域活動、地域づくりを協働する事例の集約とその分析を通じたノウハウの集約（市社協）
- 区社協、地域ケアプラザ向けの実践事例の共有、ノウハウの活用による支援（市社協）
- 区域を越え幅広く活動する団体への課題や事業の提案など、連携・協働に必要な調整（市社協）

広報

- 市民が新たな取組を始める際の活動に関する支援制度の周知、関係局課が連携し、支援制度をより多くの人に知つてもらうための啓発の実施(市)

情報提供

- まちづくりなど関連する他分野の支援制度の周知、連携した地域づくり（市）（再掲）

※ソーシャルインパクトボンド(SIB)…行政、事業者、民間資金提供者等多様な関係者が連携して社会課題解決に取り組む新しい手法。
特にサービスを提供しただけではなく、社会課題が解決されたかどうかを第三者が評価し、その評価に連動して支払いが行われる。

コラム ヨコハマまち普請（ぶしん）事業（もりのお茶の間：金沢区六浦東地区）

金沢区六浦東地区では、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てていくことを目的に、地域の人たちが持つ特技を登録する「人材マップ」を活用したまちづくりに、20年以上も前から取り組んでいました。

後継者育成を考えていた中心メンバーが金沢区の「地域づくり大学校」を受講したところ、活動拠点の必要性を感じるようになりました。その思いを、高齢者や子育て世代の孤立、防災などの課題を感じていた地区社会福祉協議会や町内会の会長に伝え、地区推進連絡会で提案したところ、地域福祉保健計画に盛り込まれ、実行委員会が立ち上がることになりました。

実行委員会に参加している区役所職員から、まちづくりの支援事業で、施設整備費の助成を受けられる「ヨコハマ市民まち普請事業」を紹介され、応募しました。

助成対象を選考する公開コンテストでは、「人材マップ」の活動を通して見えてきた地域の課題や活動拠点の必要性、3,000世帯に行ったアンケート結果を踏まえた「ランチ」「情報発信」「大人の文化活動」などの活動計画や地域の様々な主体との連携をアピールし、助成対象に選ばれました。

地域の建設業者にお願いした整備においては、延べ600人以上の地域住民も参加し、内装工事やペンキ塗りなどは自ら行いました。

オープン後は、ランチのほか、支えあい事業やスクール事業などを行い、子どもから高齢者までが集う拠点となっています。



コラム 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）

要支援者等の介護予防や生活支援を充実・強化するため、地域でボランティアによる介護予防や生活支援の活動（居場所、生活援助、配食、見守り）をしている団体に対し、活動に係る費用を補助しています。

この補助を受けようとする場合は、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）や区社協の「生活支援コーディネーター」が相談に対応しています。



居場所



生活支援



配食



見守り

横浜市健康福祉局福祉保健課



平成 30 年 4 月発行

横浜市中区港町 1-1
電話 045(671)3567
FAX 045(664)3622

E メール kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp
ウェブサイト <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/keikaku/>

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会



平成 30 年 4 月発行

横浜市中区桜木町 1-1
電話 045(201)2090
FAX 045(201)8385

E メール kikaku@yokohamashakyo.jp
ウェブサイト <http://www.yokohamashakyo.jp/>

お問合せ先

横浜市健康福祉局福祉保健課 計画担当

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

電話：045(671)3567 FAX：045(664)3622

電子メール：kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

御意見欄

きりとり線
期間：平成 30 年 6 月 29 日(金)まで

「第 4 期 横浜市地域福祉保健計画（素案）」

について自由に御意見をお寄せください。

※こちらを印刷したもの
は使用できません。

どうもありがとうございました。

パブリックコメントを実施します。 皆様の御意見をお寄せください。

第4期横浜市地域福祉保健計画（素案）への御意見を募集します。

いただいた御意見は、今後の計画策定や地域福祉保健関連の施策に関して参考にさせていただきます。

*御意見をとりまとめたものを横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会へ報告します。

同委員会の資料は、横浜市ホームページにて公表します。

意見募集期間：平成30年5月28日（月）～6月29日（金）

提出方法：下のはがきの他、FAX、電子メール（様式は問いません。メールの件名は「パブリックコメント」と表記してください。）での送付

意見のあて先：横浜市健康福祉局福祉保健課 計画担当

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 【FAX】045(664)3622

【Eメール】kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp



郵便はがき

231 - 8790

第4期 横浜市地域福祉保健計画（素案）

への御意見をお寄せください。

募集期間 平成30年5月28日（月）から

平成30年6月29日（金）まで

<提出方法>

- ① はがき（切手不要、6月29日消印有効）
(左のはがきを切り取り、御使用ください。)
- ② FAX：045(664)3622
- ③ 電子メール：

kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

※メールの件名は「パブリックコメント」と表記してください。

<注意>

- ・ いただいた御意見の概要と、それに対する本市の考え方をまとめ、後日ホームページで公表します。個別の回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・ いただいた御意見は公開される可能性がありますので、御承知おきください。
- ・ 御意見に付記された氏名、住所等の個人情報につきましては適正に管理し、本案に対するパブリックコメントに関する業務にのみ利用させていただきます。
- ・ その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に従って適正に取り扱います。

※こちらを印刷したもの
は使用できません。

横浜市健康福祉局

福祉保健課 計画担当 行



2318790017

氏名

住所

年代

- | | |
|----------|----------|
| 1 20歳未満 | 2 20～39歳 |
| 3 40～64歳 | 4 65～74歳 |
| 5 75歳以上 | |